

令和 4 年 9 月定例会

(2 0 2 2 年)

市議会議案参考資料

吹 田 市

議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
報告第 1 2 号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	5	—
報告第 1 3 号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	7	—
報告第 1 4 号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	9	—
報告第 1 5 号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	1 1	—
報告第 1 6 号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	1 3	—
報告第 1 7 号	令和 3 年度吹田市一般会計繰越明許費繰越計算書について	1 5	—
報告第 1 8 号	令和 3 年度吹田市公共用地先行取得特別会計繰越明許費繰越計算書について	2 1	—
報告第 1 9 号	令和 3 年度吹田市水道事業会計予算繰越計算書について	2 5	—
報告第 2 0 号	令和 3 年度吹田市下水道事業会計予算繰越計算書について	2 9	—
報告第 2 1 号	地方独立行政法人市立吹田市民病院の経営状況について	3 3	—
報告第 2 2 号	地方独立行政法人市立吹田市民病院令和 3 年度の業務実績に関する評価結果の報告について	1 1 3	—
報告第 2 3 号	地方独立行政法人市立吹田市民病院第 2 期中期目標期間の業務実績に関する評価結果の報告について	1 9 7	—
報告第 2 4 号	債権の放棄について	2 6 9	—
議案第 8 0 号	吹田市高年齢職員の部分休業に関する条例の制定について	3 1 1	5
議案第 8 1 号	吹田市学校給食費条例の制定について	3 1 5	1 3
議案第 8 2 号	吹田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 1 7	1 5
議案第 8 3 号	吹田市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 2 5	2 7
議案第 8 4 号	吹田市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 2 7	2 9
議案第 8 5 号	吹田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 2 9	3 1
議案第 8 6 号	吹田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 3 5	4 1
議案第 8 7 号	吹田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 4 5	5 1
議案第 8 8 号	吹田市職員の公益的法人等への派遣に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	3 5 1	6 1
議案第 8 9 号	吹田市市税条例の一部を改正する条例の制定について	3 5 5	6 5
議案第 9 0 号	吹田市立教育・保育施設条例の一部を改正する条例の制定について	3 5 9	8 1
議案第 9 1 号	吹田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 6 1	8 3
議案第 9 2 号	吹田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	3 6 3	8 7

議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
議案第 9 3 号	吹田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について	3 6 5	9 1
議案第 9 4 号	吹田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	3 6 7	9 3
議案第 9 5 号	千里ニュータウン地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 6 9	1 0 3
議案第 9 6 号	円山町 1 号橋拡幅改良工事請負契約の締結について	3 7 1	1 1 3
議案第 9 7 号	吹田市南消防署南正雀出張所建設工事（建築工事）請負契約の締結について	3 7 3	1 2 1
議案第 9 8 号	広域消防指令情報システム構築業務委託契約の締結について	3 7 5	1 3 7
議案第 9 9 号	吹田市資源循環エネルギーセンター 2 号灰溶融炉整備用耐火物部品購入契約の締結について	3 7 7	1 4 3
議案第 1 0 0 号	教育用 Windows タブレット（G I G A スクール構想対応用）追加購入契約の締結について	3 7 9	1 4 9
議案第 1 0 1 号	吹田市北部消防庁舎等複合施設建設工事請負契約の一部変更について	3 8 1	1 5 5
議案第 1 0 2 号	令和 4 年度吹田市一般会計補正予算（第 6 号）	3 8 3	1 5 7
議案第 1 0 3 号	令和 4 年度吹田市一般会計補正予算（第 7 号）	3 9 1	1 5 9
議案第 1 0 4 号	令和 4 年度吹田市一般会計補正予算（第 8 号）	3 9 9	1 6 1
議案第 1 0 5 号	令和 4 年度吹田市公共用地先行取得特別会計補正予算（第 1 号）	4 1 7	1 8 9

附則第 2 項関係

吹田市水道事業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現	行	改	正	案
(給与の減額) 第 16 条 職員が所定の勤務日又は勤務時間中において勤務しないときは、その勤務しないことにつき、管理者の承認があつた場合を除き、その勤務しない日又は時間につき、給与を減額する。 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため 1 日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて所定の勤務時間中において勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その勤務しない時間につき、給与を減額する。	(給与の減額) 第 16 条 職員が所定の勤務時間中において勤務しないときは、その勤務しないことにつき、管理者の承認があつた場合を除き、その勤務しない日又は時間につき、給与を減額する。 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため 1 日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて所定の勤務時間中において勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その勤務しない時間につき、給与を減額する。	(給与の減額) 第 16 条 職員が所定の勤務時間中に勤務しないときは、管理者の定める場合を除き、その勤務しない時間につき、給与を減額する。 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため 1 日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて所定の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない時間につき、給与を減額する。 3 職員が高年齢職員の部分休業（当該職員が 55 歳に達した日から当該職員に係る定年退職日（地方公務員法第 28 条の 6 第 1 項に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1 週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて所定の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない時間につき、給与を減額する。		(定年再任用短時間勤務職員の特例) 第 20 条 地方公務員法第 22 条の 4 第 3 項に規定する定年再任用短時間勤務職員に対しては、扶養手当及び住居手当は、支給しない。
(再任用職員の手当の特例) 第 20 条 地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員に対しては、扶養手当及び住居手当は、支給しない。				

吹田市高年齢職員の部分休業に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、吹田市高年齢職員の部分休業に関する条例（令和 年吹田市条例第 号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、高年齢職員の部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

（高年齢職員の部分休業の承認の申請手続）

第2条 高年齢職員の部分休業の承認の申請は、高年齢職員の部分休業を開始しようとする日の1月前までに行うものとする。

2 任命権者は、高年齢職員の部分休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（休業時間の延長の申出）

第3条 前条の規定は、条例第4条に規定する休業時間の延長の申出について準用する。

（高年齢職員の部分休業の承認の取消しの申出）

第4条 高年齢職員の部分休業をしている職員は、高年齢職員の部分休業の承認の取消しを希望する場合は、遅滞なく、その旨を任命権者に申し出なければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の申出について準用する。

（書類の様式）

第5条 高年齢職員の部分休業に係る手続に必要な書類の様式は、任命権者が定める。

（委任）

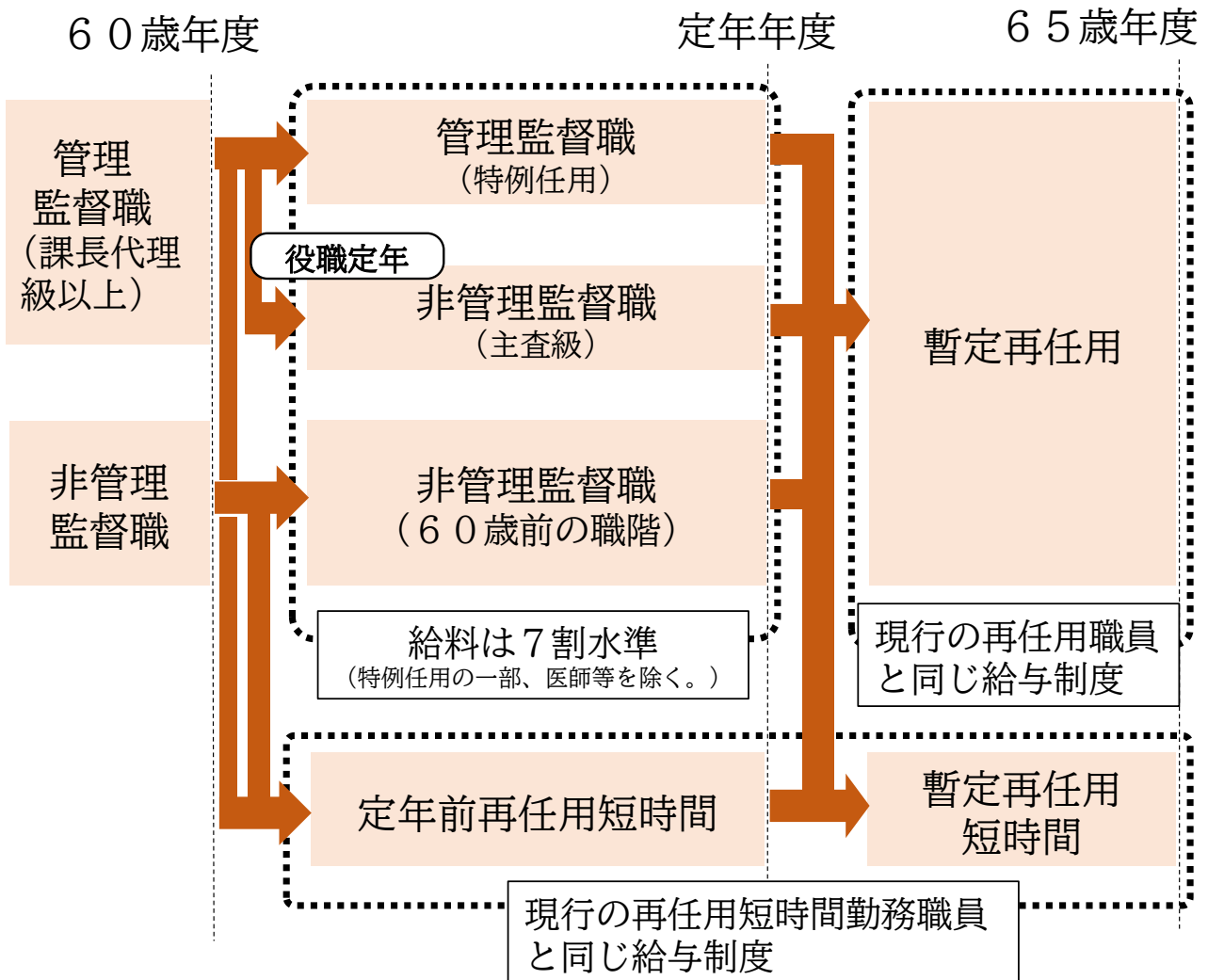
第6条 この規則に定めるもののほか、高年齢職員の部分休業に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

定年引上げ制度の概要

フローチャート



定年の段階的引き上げ

	現行	令和5年度 ～6年度	令和7年度 ～8年度	令和9年度 ～10年度	令和11年度 ～12年度	令和13年度 ～【完成形】
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
職員 生年	昭和37年度 生まれ	昭和38年度 生まれ	昭和39年度 生まれ	昭和40年度 生まれ	昭和41年度 生まれ	昭和42年度 生まれ

管理監督職の定年引上げ（役職定年）

役職定年（管理監督職勤務上限年齢制）

若手・中堅職員の昇進の機会の確保と組織全体の活力維持を目的

補職

原則、60歳年度後の最初の4月1日に、**主査級**に降任

※現行の定年年齢が65歳の医師、任期の定めのある職員は除く。

給料

原則、降任後の給料月額、降任日前日の給料月額の**7割**

《管理監督職勤務上限年齢調整額》

管理監督職が非管理監督職に降任した場合、降任日前日の給料月額の7割と降任後の給料月額の7割との差額を「管理監督職勤務上限年齢調整額」として支給

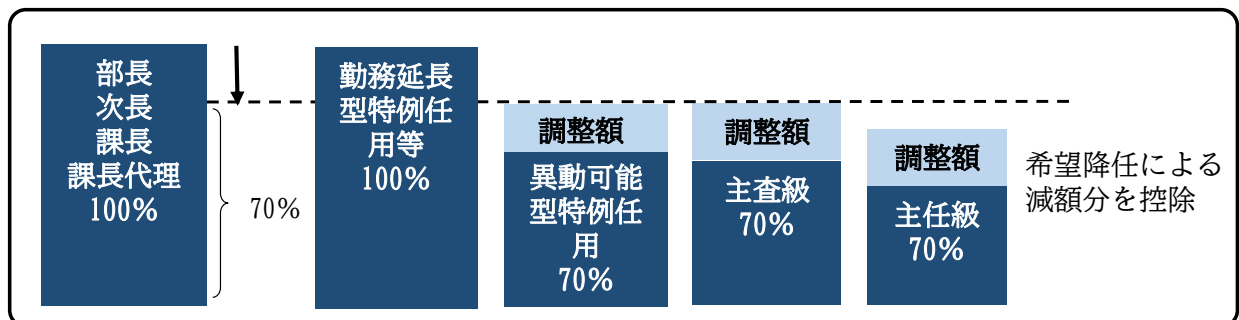
《**特例任用：役職定年の例外措置（61歳年度以降も管理監督職）**》

異動可能型特例任用：最長5年、給料7割

職務内容が相互に類似する複数の管理監督職で、欠員を容易に補充することができない特別の事情がある場合、もともと就いていた管理監督職に引き続き留任する、他の管理監督職に降任又は転任することを可能とする。

勤務延長型特例任用：最長3年、給料10割

「職務遂行上の特別の事情」又は「職務の特殊性による欠員補充の困難性」により、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合には、上限年齢を超えて、もともと就いていた管理監督職に引き続き就くことを可能とする。



※本人の希望で主任以下となる場合は、7割とはならない。

職員手当

7割措置とならない手当	7割水準となる手当	給料月額に連動する手当
通勤手当、特殊勤務手当、扶養手当、住居手当 単身赴任手当	管理職手当 初任給調整手当 管理職員特別勤務手当	地域手当、時間外勤務手当 休日勤務手当、夜間勤務手当 期末手当、勤勉手当

非管理監督職の定年引上げ

補職

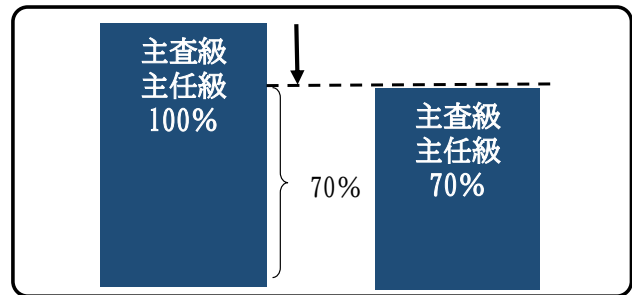
60歳年度から変更なし

給料

60歳年度の給料月額の7割

職員手当

60歳年度から変更なし



退職手当

ピーク時特例（退職手当の基本額の計算方法の特例）

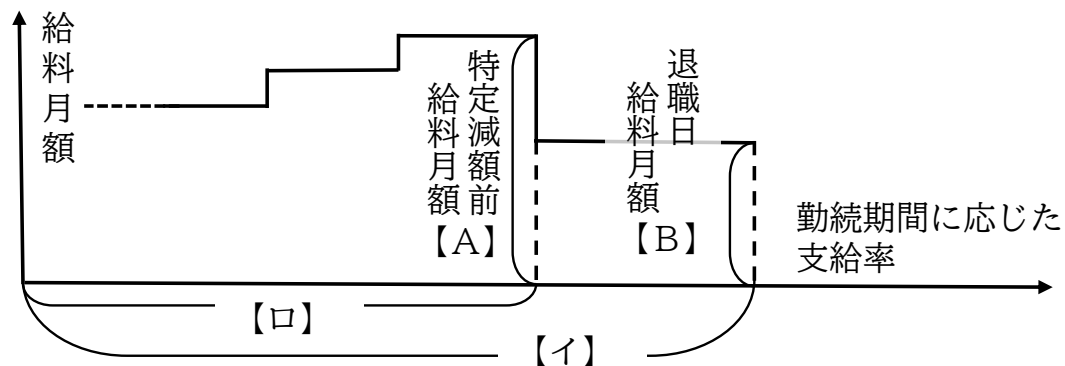
退職手当の基本額

＝特定減額前給料月額【A】

×減額日前日までの勤続期間に応じた支給率【ロ】×調整率

＋退職日給料月額【B】×（退職日までの勤続期間に応じた支給率【イ】

－減額日前日までの勤続期間に応じた支給率【ロ】）×調整率



退職手当の支給率

60歳後に退職する職員の退職手当の基本額は、その者の非違によるものでない場合は、当分の間、退職事由を「定年退職」として算定

定年前早期退職特例措置における当分の間の措置

早期（勧奨）退職の対象年齢や割増率については、変更なし

※60歳から定年までの退職者については、割増しの対象とはならない。

ただし、職員の意思によらない事由（組織改廃等での廃職、公務上の傷病、死亡等）により退職する場合は、割増しの対象となる。

定年引上げ後職員の休暇、勤務時間、社会保険等

休暇等制度

年次休暇

年20日付与等

※60歳年度から変更なし

その他休暇等

病気休暇、特別休暇、休業等

※60歳年度から変更なし

高年齢職員部分休業の導入（令和5年度から新設）

55歳以上の職員が、加齢による諸事情や地域貢献等のため、勤務時間を減じることを希望し、公務の運営に支障がないと認める場合に限り、勤務時間の半分を上限として取得可能

●原則、期間は申請において示した日から定年退職日まで

●給料については、勤務しない1時間当たりの額を減額して支給

勤務時間

週当たり勤務時間38時間45分

※60歳年度から変更なし

社会保険等

健康保険、年金、公務災害等

※60歳年度から変更なし

定年前再任用短時間勤務職員

定年前再任用短時間制度

60歳到達後、定年前に退職した者を短時間勤務職員として採用することができる制度

任期

定年退職日相当日（定年引上げ制度完成時65歳）まで（現行の再任用と異なり、1年ごとの任用ではない。）

勤務時間・休暇等

週当たり勤務時間31時間、年次休暇、病気休暇、特別休暇、休業等

※現行の再任用短時間勤務職員と同じ

給料

現行の再任用短時間勤務職員と同じ制度に基づき支給

職員手当

支給される手当	支給されない手当
通勤手当、特殊勤務手当、 期末手当、勤勉手当 等	扶養手当、住居手当

※現行の再任用短時間勤務職員と同じ

社会保険等

健康保険、年金、雇用保険、公務災害等

※現行の再任用短時間勤務職員と同じ

常時勤務への変更の取扱い

一度、定年前再任用短時間勤務職員になった場合、途中で常時勤務を希望しても変更不可。ただし、定年前再任用短時間勤務職員の任期満了後に、暫定再任用職員になる場合は常時勤務可。

その他

60歳前に退職した職員について、定年前再任用短時間勤務職員として任用できない。

60歳後に退職し、一定期間を置いた後、定年前再任用短時間勤務職員として勤務することは可。

暫定再任用職員

暫定再任用制度

定年が段階的に引き上げられる経過期間において、65歳まで再任用できるよう、現行再任用制度と同様の仕組みを措置する制度

現行再任用職員の取扱い

現行の再任用は暫定再任用に移行

任期

1年ごと

※現行の再任用職員と同じ

勤務時間・休暇等

暫定再任用職員（常時）：週当たり勤務時間38時間45分

暫定再任用職員（短時間）：週当たり勤務時間31時間

年次休暇・病気休暇・特別休暇、休業等

※現行の再任用職員と同じ

給料

現行の再任用職員と同じ制度に基づき支給

職員手当

支給される手当	支給されない手当
通勤手当、特殊勤務手当、 期末手当、勤勉手当 等	扶養手当、住居手当

※現行の再任用職員と同じ

社会保険等

健康保険、年金、雇用保険、公務災害等

※現行の再任用職員と同じ

吹田市規則第 号

吹田市学校給食費条例施行規則（案）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、吹田市学校給食費条例（令和 年吹田市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

（学校給食費の額）

第 3 条 条例第 2 条第 2 項の規則で定める学校給食費の額は、学校給食を実施する日数に次の各号に掲げる児童の区分に応じ当該各号に定める額を乗じて得た額とする。

- (1) 小学校の第 1 学年及び第 2 学年の児童 224円
- (2) 小学校の第 3 学年及び第 4 学年の児童 227円
- (3) 小学校の第 5 学年及び第 6 学年の児童 230円

2 前項の規定にかかわらず、食物アレルギー等のやむを得ない理由により、牛乳、主食又は副食がない学校給食を受ける場合における学校給食費の額は、市長が別に定める。

3 前 2 項の規定にかかわらず、災害その他緊急やむを得ない事由により学校給食を中止する場合において、当該中止に係る学校給食費は、徴収しない。

（学校給食費の納付）

第 4 条 保護者は、次の各号に掲げる期間の学校給食費を当該各号に定める納期限までに一括して納付しなければならない。

- (1) 4 月 1 日から 6 月 3 0 日までの期間 7 月 2 5 日
- (2) 7 月 1 日から 9 月 3 0 日までの期間 1 0 月 2 5 日
- (3) 1 0 月 1 日から 1 1 月 3 0 日までの期間 1 2 月 2 5 日
- (4) 1 2 月 1 日から 1 月 3 1 日までの期間 2 月 2 5 日
- (5) 2 月 1 日から 3 月 3 1 日までの期間 4 月 5 日

2 前項に規定する納期限が民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 1 4 2 条に規定する休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日を納期限とする。

（学校給食費の減額又は免除）

第 5 条 条例第 3 条の規定による学校給食費の減額又は免除を受けようとする者は、その旨を市長に申請しなければならない。

（委任）

第 6 条 この規則の施行に関し必要な事項は、学校教育部長が定める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

吹田市一般職の職員の給与に関する条例現行・改正案対照表

は改正箇所	
現 行	改 正 案
(初任給の基準) 第 5 条 新たに給料表の適用を受ける職員 (法第 2 8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員 (以下「再任用職員」という。) 及び特定任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。) となつた者の号給は、別に定める初任給の基準に従い決定する。 2 -----略----- (再任用職員の給料月額) 第 6 条の 2 再任用職員の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の等級に応じた額とする。 2 再任用職員のうち法第 2 8 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員 (以下「再任用短時間勤務職員」という。) の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項の規則で定める勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。 (通勤手当) 第 1 8 条 -----略----- 2 通勤手当の額は、6 箇月を超えない範囲内で、月の 1 日からその月以後の月の末日までの期間として市長が定める期間 (以下「支給対象期間」という。) につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第 1 号に掲げる職員 市長の定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額 (以下「運賃等相当額」とい	(初任給の基準) 第 5 条 新たに給料表の適用を受ける職員 (法第 2 2 条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員 (以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。) 及び特定任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。) となつた者の号給は、別に定める初任給の基準に従い決定する。 2 -----略----- (定年前再任用短時間勤務職員の給料月額) 第 6 条の 2 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の等級に応じた額に、勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項の規則で定める勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。 (通勤手当) 第 1 8 条 -----略----- 2 通勤手当の額は、6 箇月を超えない範囲内で、月の 1 日からその月以後の月の末日までの期間として市長が定める期間 (以下「支給対象期間」という。) につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第 1 号に掲げる職員 市長の定めるところにより算出した当該職員の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額 (以下「運賃等相当額」とい

現 行	改 正 案
う。) (支給対象期間内にその月に係る運賃等相当額が55,000円を超える月があるときは、当該月に係る運賃等相当額を55,000円として算出した額を限度とする。) (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して市長が定める職員にあつては、その額から、その額に市長が定める割合を乗じて得た額を減じた額) に支給対象期間の月数を乗じて得た額 ア イ ス (3) 3 -----略----- (時間外勤務手当) 第22条 -----略----- 2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正務時間との合計が常勤の職員の1日の勤務時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。 3 -----略----- 4 再任用短時間勤務職員が勤務時間条例第2条第4項及び第6項の規定による週休日にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における正規の勤務時間との合計が常勤の職員の1週間の勤務時間に達するまでの間の勤務に対しては、前項の規定は、適用しない。	う。) (支給対象期間内にその月に係る運賃等相当額が55,000円を超える月があるときは、当該月に係る運賃等相当額を55,000円として算出した額を限度とする。) (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して市長が定める職員にあつては、その額から、その額に市長が定める割合を乗じて得た額を減じた額) に支給対象期間の月数を乗じて得た額 ア イ ス (3) 3 -----略----- (時間外勤務手当) 第22条 -----略----- 2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が常勤の職員の1日の勤務時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。 3 -----略----- 4 定年前再任用短時間勤務職員が勤務時間条例第2条第4項及び第6項の規定による週休日にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における正規の勤務時間との合計が常勤の職員の1週間の勤務時間に達するまでの間の勤務に対しては、前項の規定は、適用しない。

現	行	改	正	案
(期末手当) 第28条 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における<u>その者の</u>在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) } { (4) } 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。 4 } 5 } 6 給料表の職務の等級が1等級から6等級までである職員（<u>再任用職員</u>を除く。）及び特定任期付職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を超えない範囲内で職務の等級等に応じて市長が定める割合を乗じて得た額を第2項の期末手当基礎額とする。 7 -----略----- (勤勉手当) 第29条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日前2年の期間内において規則で定める期間における<u>その者の</u>勤務期間及び勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。	(期末手当) 第28条 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における<u>その者の</u>在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) } { (4) } 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。 4 } 5 } 6 給料表の職務の等級が1等級から6等級までである職員（<u>再任用職員</u>を除く。）及び特定任期付職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を超えない範囲内で職務の等級等に応じて市長が定める割合を乗じて得た額を第2項の期末手当基礎額とする。 7 -----略----- (勤勉手当) 第29条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日前2年の期間内において規則で定める期間における<u>その者の</u>勤務期間及び勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。	(期末手当) 第28条 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における<u>当該職員</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) } { (4) } 3 定年前再任用短時間職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。 4 } 5 } 6 給料表の職務の等級が1等級から6等級までである職員（<u>定年前再任用短時間職員</u>を除く。）及び特定任期付職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を超えない範囲内で職務の等級等に応じて市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。 7 -----略----- (勤勉手当) 第29条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日前2年の期間内において規則で定める期間における<u>当該職員</u>の勤務期間及び勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。		

現 行	改 正 案
2 -----略----- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の95」とする。 4 第28条第4項及び第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、<u>同条第5項中「前項」とあるのは、「第29条の2第4項において準用する前項」と読み替えるものとする。</u> 5 -----略----- (再任用職員の手当の特例) 第37条 再任用職員に対しては、初任給調整手当、扶養手当及び住居手当は、支給しない。 附 則 この条例は、公布の日から施行する。但し、第4条、第26条及び第27条の規定は、昭和26年10月1日から適用する。	2 -----略----- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の95」とあるのは、「100分の45」とする。 4 第28条第5項及び第6項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、<u>同条第6項中「前項」とあるのは、「第29条の2第4項において準用する前項」と読み替えるものとする。</u> 5 -----略----- (定年前再任用短時間勤務職員の手当の特例) 第37条 定年前再任用短時間勤務職員に対しては、初任給調整手当、扶養手当及び住居手当は、支給しない。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。但し、第4条、第26条及び第27条の規定は、昭和26年10月1日から適用する。 (60歳を超える職員の給料月額の特例) 2 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の等級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 (2) 公衆衛生業務に従事する医師

現 行	改 正 案
	(3) 吹田市職員の定年等に関する条例（昭和59年吹田市条例第29号）第5条第1項又は第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員 (4) 吹田市職員の定年等に関する条例第10条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により当該勤務の期限を延長することとされている職員（同条例第8条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。） <u>（管理監督職勤務上限年齢調整額）</u> 4 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市長が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。 5 前項の規定による給料を支給される職員であつて、当該支給される額と附則第2項の規定により受ける給料月額との合計額がその属する職務の等級における最高の号給の給料月額を超えるものに対する前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の等級における最高の号給の給料月額と附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額」とする。 6 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第2項の規定の適用を受ける職員（附則第4項の規定による給料を支給される職員を除く。）に限

現 行	改 正 案
	る。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要がある<u>と認められるものには、当分の間、附則第2項の規定により受ける給料月額のほか、市長の定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u> 7 <u>附則第4項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して、附則第4項又は前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、附則第2項の規定により受ける給料月額のほか、市長の定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u> 8 <u>附則第4項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第9条の2第1項及び第3項並びに第28条第5項及び第6項（第29条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第4項、第6項又は第7項の規定による給料の額との合計額」とする。</u> <u>（委任）</u> 9 <u>附則第2項から前項までに定めるもののほか、60歳を超える職員の給料月額の特例及び管理監督職務上限年齢調整額に関し必要な事項その他これらの規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</u>

現 行										改 正 案										
別表第 1										別表第 1										
行政職給料表										行政職給料表										
職員の 区分	職務の等級 号	1 等 級 給料月額 円	2 等 級 給料月額 円	3 等 級 給料月額 円	4 等 級 給料月額 円	5 等 級 給料月額 円	6 等 級 給料月額 円	7 等 級 給料月額 円		職員の 区分	職務の等級 号	1 等 級 給料月額 円	2 等 級 給料月額 円	3 等 級 給料月額 円	4 等 級 給料月額 円	5 等 級 給料月額 円	6 等 級 給料月額 円	7 等 級 給料月額 円		
再任用 職員以外 の職員	1 、 1 5 7	-----略-----								定年前 再任用 短時間 勤務職員 以外 の職員	1 、 1 5 7	-----略-----								
再任用 職員		441,000	389,900	356,800	315,100	274,600	255,200	215,200		定年前 再任用 短時間 勤務職員		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円		
備考		-----略-----								備考		-----略-----								
別表第 3										別表第 3										
医療職給料表 (1)										医療職給料表 (1)										
職務の等級 号	1 等 級 給料月額 円	2 等 級 給料月額 円	3 等 級 給料月額 円	4 等 級 給料月額 円	5 等 級 給料月額 円					職務の等級 号	1 等 級 給料月額 円	2 等 級 給料月額 円	3 等 級 給料月額 円	4 等 級 給料月額 円	5 等 級 給料月額 円					
1	566,500	471,700	399,000	335,000	249,800					定年前	1	566,500	471,700	399,000	335,000	249,800				
2	569,600	474,000	401,900	338,000	252,300					再任用	2	569,600	474,000	401,900	338,000	252,300				
3	572,700	476,200	404,500	340,900	254,800					短時間	3	572,700	476,200	404,500	340,900	254,800				
4	575,800	478,500	407,200	343,800	257,300					勤務職	4	575,800	478,500	407,200	343,800	257,300				
5	578,700	480,700	409,800	346,500	259,500					員以外	5	578,700	480,700	409,800	346,500	259,500				
6	581,100	482,900	412,200	349,700	263,300					の職員	6	581,100	482,900	412,200	349,700	263,300				
7	583,500	485,100	414,900	352,800	267,100						7	583,500	485,100	414,900	352,800	267,100				
8	585,900	487,300	417,300	355,900	270,900						8	585,900	487,300	417,300	355,900	270,900				
9	588,100	489,300	419,500	358,700	274,500						9	588,100	489,300	419,500	358,700	274,500				
1 0	589,600	491,400	422,200	361,400	278,500					1 0	589,600	491,400	422,200	361,400	278,500					
1 1	591,100	493,500	424,800	364,500	282,500					1 1	591,100	493,500	424,800	364,500	282,500					
1 2	592,600	495,600	427,500	367,700	286,500					1 2	592,600	495,600	427,500	367,700	286,500					
1 3	594,100	497,700	429,900	370,600	290,300					1 3	594,100	497,700	429,900	370,600	290,300					
1 4	595,200	499,800	432,400	374,100	294,300					1 4	595,200	499,800	432,400	374,100	294,300					
1 5	596,300	501,900	434,800	377,100	298,200					1 5	596,300	501,900	434,800	377,100	298,200					

現 行			改 正 案		
5 7		513,800	564,600	513,800	462,400
5 8	564,600	514,600	565,500	514,600	463,400
5 9	565,500	515,400	566,400	515,400	464,400
6 0	566,400	516,200	567,100	516,200	465,400
6 1	567,100	517,100	568,000	517,100	466,200
6 2	568,000	517,900	568,900	517,900	466,900
6 3	569,900	518,800	569,800	518,800	467,600
6 4	570,700	519,600	570,700	519,600	468,300
6 5	571,600	520,500	571,600	520,500	469,000
6 6		521,400		521,400	469,700
6 7		522,100		522,100	470,400
6 8		523,000		523,000	471,000
6 9		523,900		523,900	471,300
7 0		524,700		524,700	472,000
7 1		525,600		525,600	472,700
7 2		526,500		526,500	473,400
7 3		527,300		527,300	473,800
7 4		528,200		528,200	474,400
7 5		529,100		529,100	475,100
7 6		529,800		529,800	475,800
7 7		530,600		530,600	476,200
7 8		531,500		531,500	476,800
7 9		532,400		532,400	477,400
8 0		533,300		533,300	477,900
8 1		534,100		534,100	478,500
8 2		535,000		535,000	479,000
8 3		535,900		535,900	479,500
8 4		536,800		536,800	480,000
8 5		537,600		537,600	480,400
8 6		538,500		538,500	481,000
8 7		539,400		539,400	481,400
8 8		540,300		540,300	481,900
8 9		541,100		541,100	482,400
9 0					483,000
9 1					483,600
9 2					484,000
9 3					484,500
9 4					485,100
9 5					485,700
9 6					486,300
9 7					486,800

現 行										改 正 案									
備考		略																	
別表第 4		医 療 職 給 料 表 (2)																	
職員の 区分	職務の等級 号	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級											
再任用 職員以 外の職 員	1 、 1 5 7	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用 職員		441,000	389,900	356,800	315,100	274,600	255,200	215,200											
備考		略																	

備考		略																	
別表第 4		医 療 職 給 料 表 (2)																	
職員の 区分	職務の等級 号	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級											
再任用 職員以 外の職 員	1 、 1 5 7	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用 職員		565,900	466,000	393,000	338,600	296,200													
備考		略																	

現 行										改 正 案									
別表第 5										別表第 5									
医 療 職 給 料 表 (3)										医 療 職 給 料 表 (3)									
職員の 区分	職務の等級 号	1 等 級 給 料 月 額 円	2 等 級 給 料 月 額 円	3 等 級 給 料 月 額 円	4 等 級 給 料 月 額 円	5 等 級 給 料 月 額 円	6 等 級 給 料 月 額 円	7 等 級 給 料 月 額 円		職員の 区分	職務の等級 号	1 等 級 給 料 月 額 円	2 等 級 給 料 月 額 円	3 等 級 給 料 月 額 円	4 等 級 給 料 月 額 円	5 等 級 給 料 月 額 円	6 等 級 給 料 月 額 円	7 等 級 給 料 月 額 円	
再任用 職員以外 の職員	1 、 1 5 7	-----略-----								定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1 、 1 5 7	-----略-----							
再任用 職員		441,000	389,900	356,800	315,100	274,600	255,200	215,200		定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	
備考										備考									
-----略-----										-----略-----									
別表第 6										別表第 6									
消 防 職 給 料 表										消 防 職 給 料 表									
職員の 区分	職務の等級 号	1 等 級 給 料 月 額 円	2 等 級 給 料 月 額 円	3 等 級 給 料 月 額 円	4 等 級 給 料 月 額 円	5 等 級 給 料 月 額 円	6 等 級 給 料 月 額 円	7 等 級 給 料 月 額 円		職員の 区分	職務の等級 号	1 等 級 給 料 月 額 円	2 等 級 給 料 月 額 円	3 等 級 給 料 月 額 円	4 等 級 給 料 月 額 円	5 等 級 給 料 月 額 円	6 等 級 給 料 月 額 円	7 等 級 給 料 月 額 円	
再任用 職員以外 の職員	1 、 1 5 7	-----略-----								定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1 、 1 5 7	-----略-----							
再任用 職員		441,000	389,900	356,800	315,100	274,600	255,200	215,200		定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	
備考										備考									
-----略-----										-----略-----									

吹田市職員の分限に関する条例現行・改正案対照表

現 行		改 正 案	は改正箇所
(降任、免職及び休職の手続) 第 3 条 2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。 (失職の例外) 第 6 条 (この条例の実施に関し必要な事項) 第 7 条	(降任、免職及び休職の手続) 第 3 条 2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。 (失職の例外) 第 6 条 (この条例の実施に関し必要な事項) 第 7 条	(降任、免職及び休職の手続) 第 3 条 第 6 条 第 7 条 第 8 条	は改正箇所

吹田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例現行・改正案対照表

現 行		改 正 案
(減給の効果) 第 3 条 減給は、1 日以上 6 月以下の期間に係る給料及び地域手当の合計額又は基本報酬及び地域報酬の合計額の10分の1 以下を減ずるものとする。	(減給の効果) 第 3 条 減給は、1 日以上 6 月以下の期間、その発令の日に受ける給料及び地域手当の合計額又は基本報酬及び地域報酬の合計額の10分の1 以下を減ずるものとする。 <u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及び地域手当の合計額又は基本報酬及び地域報酬の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該10分の1に相当する額を減ずるものとする。</u>	

は改正箇所

は改正箇所

吹田市職員の退職手当に関する条例現行・改正案対照表

は改正箇所	
現 行	改 正 案
(退職手当の支給) 第 2 条 この条例の規定による退職手当は、一般職の職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された者及び同法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。 2 -----略----- 3 前項のフルタイム会計年度任用職員として引き続いて任用された期間（以下「引継対象任用期間」という。）の計算については、フルタイム会計年度任用職員としての退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員となつたときは引き続いて任用されたものとみなし、その者について定められている正規の勤務時間（吹田市職員の勤務時間等に関する条例（昭和 26 年吹田市条例第 169 号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条に規定する勤務時間をいう。）の全部を勤務した日（条例又はこれに基づく規則により勤務を要しないこととされる日（勤務時間条例第 5 条第 1 項に規定する休日を除く。）、休暇を与えられた日及び負傷又は疾病に係る療養のために勤務しなかつた日を含む。次項において同じ。）が 18 日未満である月にあつては、その月の勤務日の日数未満。次項において同じ。）である月は、引継対象任用期間に該当しないものとする。 4 フルタイム会計年度任用職員は、その初日から末日までフルタイム会計年度任用職員として在職する月において、<u>その者について定められている正規の勤務時間の全部を勤務した日が 18 日未満となる</u>ことが確定したときは、その確定した日の前日に退職したものとみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、退	(退職手当の支給) 第 2 条 この条例の規定による退職手当は、一般職の職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び同法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。 2 -----略----- 3 前項のフルタイム会計年度任用職員として引き続いて任用された期間（以下「引継対象任用期間」という。）の計算については、フルタイム会計年度任用職員としての退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員となつたときは引き続いて任用されたものとみなし、その者について定められている正規の勤務時間（吹田市職員の勤務時間等に関する条例（昭和 26 年吹田市条例第 169 号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条に規定する勤務時間をいう。）の全部を勤務した日（条例又はこれに基づく規則により勤務を要しないこととされる日（勤務時間条例第 5 条第 1 項に規定する休日を除く。）、休暇を与えられた日及び負傷又は疾病に係る療養のために勤務しなかつた日を含む。以下「勤務日数」という。）が 18 日（初日から末日までフルタイム会計年度任用職員として在職する場合において、正規の勤務時間が割り振られた日が 20 日未満である月にあつては、18 日から 20 日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）（以下「職員みなし日数」という。）未満である月は、引継対象任用期間に該当しないものとする。 4 フルタイム会計年度任用職員は、その初日から末日までフルタイム会計年度任用職員として在職する月において、<u>勤務日数が職員みなし日数未満となる</u>ことが確定したときは、その確定した日の前日に退職したものとみなして、この条例の規定を

現	行	改 正 案
職したものとなり、属する月の翌月の初日以後引き続きフルタイム会計年度任用職員となつたものとみなす。 (退職手当の支払) 第2条の2 次条及び第6条の4の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第9条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内（前条第2項の規定により職員とみなされた者にあつては、2月以内）に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。	職したものとなり、属する月の翌月の初日以後引き続きフルタイム会計年度任用職員となつたものとみなす。 (退職手当の支払) 第2条の2 次条及び第6条の4の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第9条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内（前条第2項の規定により職員とみなされた者にあつては、2月以内）に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。	適用する。この場合において、退職したものとみなされる日の属する月の翌月の初日以後引き続きフルタイム会計年度任用職員として在職するときは、同日にフルタイム会計年度任用職員となつたものとみなす。 (退職手当の支払) 第2条の2 次条及び第6条の5の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第9条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内（前条第2項の規定により職員とみなされた者にあつては、2月以内）に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。
(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額) 第4条 11年以上25年未満の期間勤続し、退職した者（吹田市職員の定年等に関する条例（昭和59年吹田市条例第29号。以下「定年条例」という。）第2条の規定により退職した者（定年条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。）又は25年未満の期間勤続し、定員の減少若しくは組織の改廃（次条第1項に規定する定員の減少及び組織の改廃を除く。）若しくは勤務していた公署の移転により退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1) } (2) } (3) }	(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額) 第4条 11年以上25年未満の期間勤続し、退職した者（吹田市職員の定年等に関する条例（昭和59年吹田市条例第29号。以下「定年条例」という。）第2条の規定により退職した者（定年条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。）又は25年未満の期間勤続し、定員の減少若しくは組織の改廃（次条第1項に規定する定員の減少及び組織の改廃を除く。）若しくは勤務していた公署の移転により退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1) } (2) } (3) }	(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額) 第4条 11年以上25年未満の期間勤続し、退職した者（吹田市職員の定年等に関する条例（昭和59年吹田市条例第29号。以下「定年条例」という。）第8条の規定により退職した者（定年条例第10条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。）又は25年未満の期間勤続し、定員の減少若しくは組織の改廃（次条第1項に規定する定員の減少及び組織の改廃を除く。）若しくは勤務していた公署の移転により退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1) } (2) } (3) }

現	行	改 正 案
2 -----略----- (整理退職等)の場合の退職手当の基本額 第5条 定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続し、退職した者(定年条例第2条の規定により退職した者(定年条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職し、若しくは勤務していた公署の移転により退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1) } { (4) } 2 -----略-----		2 -----略----- (整理退職等)の場合の退職手当の基本額 第5条 定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続し、退職した者(定年条例第8条の規定により退職した者(定年条例第10条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職し、若しくは勤務していた公署の移転により退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1) } { (4) } 2 -----略----- (定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例) 第5条の3 第5条第1項に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年(公衆衛生業務に従事する医師にあつては、10年)を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 -----略----- (失業者の退職手当)

現 行	改 正 案
第10条 2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなされている勤務時間以上勤務した日（条例又はこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以内の上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用された者）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。 (1) (2) 3 4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の市長が定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長が定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「次項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」と、「第1項第2号」とあるのは「同項第2号」とする。 5 -----略-----	第10条 2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用された者）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。 (1) (2) 3 4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の市長が定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長が定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「次項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」と、「第1項第2号」とあるのは「同項第2号」とし、<u>当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他市長が定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が定める職員が市長の定めるところにより、市長に</u>

現	行	改 正 案
6 } 10 }	-----略-----	その旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。
11 } 10 }	第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号のいずれかに該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。	-----略-----
(1) } 10 }	-----略-----	第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号のいずれかに該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。
(5) } 12 } 17 }	公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は雇用保険法の規定の例により市長の指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額	-----略-----
(6) } 12 } 17 }	-----略-----	公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は雇用保険法の規定の例により市長の指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額
附 則	附 則	-----略-----

現 行	改 正 案
第1条 この条例は、公布の日から施行し、昭和30年1月1日以後の退職に因る退職手当について適用する。ただし、第10条の規定は、施行の日から、それぞれ適用する。 2 この条例施行前に退職した職員で附則第2条各号及び附則第3条に掲げる条例又は吹田市雇傭員退職並死亡給与金支給規則（昭和24年吹田市規則第37号。以下「雇傭員規則」という。）の適用を受けていた者については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。 3 前項によつてすでに支給した退職並びに死亡給与金又は退職手当は、この条例による退職手当とみなす。 （条例等の廃止） 第2条 次に掲げる条例は、廃止する。 (1) 吹田市消防職員退職及び死亡手当金条例（昭和26年吹田市条例第137号） (2) 失業保険法施行に伴う吹田市職員退職手当支給暫定措置条例（昭和23年吹田市条例第89号） （吹田市吏員恩給条例等の一部改正） 第3条 吹田市吏員恩給条例（昭和24年吹田市条例第98号）の一部を次のように改正する。 この条例中「退職並死亡給与金」を「退職給与金」に、第24条及び附則第3条第2項中「退職及び死亡給与金」を「退職給与金」に、第32条中「退職、死亡給与金」を「退職給与金」に改める。 第23条を次のように改める。 第23条 職員が在職3年以上12年未満にして退職したときは、退職当時の給料月額に在職年数を乗じて得た額を退職給与金として支給する。 2 第12条の規定は、前項の退職給与金の支給にこれを準用する。 第24条から第31条までを削除する。 （吹田市吏員恩給条例の一部を改正する条例の一部改正）	（施行期日） 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和30年1月1日以後の退職による退職手当について適用する。 （長期勤続者等に対する暫定措置） 2 35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、当分の間、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第2項」とする。 3 36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。 4 35年を超える期間勤続して退職した者で、第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。 （国立大学法人等職員として在職した場合の勤続期間の計算の特例） 5 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則別表第1の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）に使用される者が、同法附則第4条の規定により引き続き国立大学法人等（国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）に使用される者（以下「国立大学法人等職員」という。）となり、かつ、引き続き国立大学法人等職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等職員としての引き続きいた在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。 （国立大学法人等に復帰した職員に対する退職手当に係る特例）

現	行	改	正	案
第4条 吹田市吏員恩給条例の一部を改正する条例（昭和28年吹田市条例第215号）の一部を次のように改正する。 附則中「<u>退職給与金及び死亡給与金</u>」を「<u>及び退職給与金</u>」に改める。 第5条 吹田市吏員恩給条例の一部を改正する条例（昭和30年吹田市条例第258号）の一部を次のように改正する。 附則中「<u>退職給与金並びに死亡給与金</u>」を「<u>及び退職給与金</u>」に改める。 <u>（経過措置）</u> 第6条 吹田常備消防部の職員で引き続きいて特設消防署に勤務する者又は消防組織法（昭和22年法律第226号）施行の際現に府警察部若しくは特設消防署に勤務する者が引き続き市の消防職員となつた場合、又は吹田町、千里村、岸部村、豊津村、新田村及び山田村の職員で引き続き市の職員となつた場合、これらの期間を第7条第1項の在職期間とみなす。 第7条 <u>削除</u> 第8条 <u>削除</u> 第9条 <u>削除</u> <u>（長期勤続者等に対する暫定措置）</u> 第10条 35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、当分の間、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第10条第1項」とする。 2 36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。 3 35年を超える期間勤続して退職した者で、第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として第1項の規定の例により計算して得られる額とする。	6 旧機関に使用される者が、第7条第6項に規定する事由によつて引き続きいて職員となり、かつ、引き続きいて職員として在職した後引き続きいて国立大学法人等職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準により、当該国立大学法人等職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、市長が定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。 <u>（給料月額の減額改定があつた場合の給料月額の特例）</u> 7 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の減額改定によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額改定前の給料月額と減額改定後の給料月額との差額に相当する額を給料として支給されたときは、市長が定める場合を除き、退職手当の算定の基礎となる給料月額には、当該差額に相当する額を含まないものとする。 <u>（フルタイム会計年度任用職員として退職した者に対する退職手当の特例）</u> 8 当分の間、第2条第2項及び第7条の2の規定の適用については、同項及び同条第2号中「12月」とあるのは、「6月」とする。 9 前項の規定により読み替えて適用する第2条第2項の規定により職員とみなされた者（引継対象任用期間が12月を超えるに至つた者を除く。）に対する退職手当の額は、第2条の3から第6条の5までの規定により計算した額に100分の50を乗じて得た額とする。 <u>（令和7年3月31日以前に退職した職員に対する失業者の退職手当の特例）</u> 10 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」について、同項第2号ア中「該当し」とあるのは「該当し又は同法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し」と、「同項」とあるのは「同法第24条の2第1項」とする。 <u>（11年以上25年未満勤続後の60歳以後退職者の退職手当の基本額の特例）</u>			

現 行	改 正 案
(国立大学法人等職員として在職した場合の勤続期間の計算の特例) 第11条 平成16年3月31日に国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則別表第1の上欄に掲げる機関(以下「旧機関」という。)に使用される者が、同法附則第4条の規定により引き続き国立大学法人等(国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)に使用される者(以下「国立大学法人等職員」という。)となり、かつ、引き続き国立大学法人等職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等職員としての引き続きいた在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したときにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。 (国立大学法人等に復帰した職員に対する退職手当に係る特例) 第12条 旧機関に使用される者が、第7条第6項に規定する事由によつて引き続き職員となり、かつ、引き続きいて職員として在職した後引き続き国立大学法人等職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準により、当該国立大学法人等職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、市長が定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。 (給料月額の変額改定があつた場合の給料月額の特例) 第13条 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の変額改定によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額改定前の給料月額と減額改定後の給料月額との差額に相当する額を給料として支給されたときは、市長が定める場合を除き、退職手当の算定の基礎となる給料月額には、当該差額に相当する額を含まないものとする。 (フルタイム会計年度任用職員として退職した者に対する退職手当の特例) 第14条 当分の間、第2条第2項及び第7条の2の規定の適用については、同項及	11 当分の間、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び第4条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。)は、同条第1項に規定する者とみなす。 (25年以上勤続後の60歳以後退職者の退職手当の基本額の特例) 12 当分の間、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び第5条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。)は、同条第1項に規定する者とみなす。 (給料月額の変額改定の特例) 13 当分の間、第5条の2第1項の規定の適用については、同項中「条例又は規程による改定」とあるのは、「条例又は規程による改定(吹田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年吹田市条例第165号)附則第2項の規定による職員の給料月額の変額改定を除く。)」とする。 (定年前早期退職者に係る特例) 14 当分の間、第5条の3の規定の適用については、同条中「退職の日において定められているその者に係る定年から15年(公衆衛生業務に従事する医師にあつては、10年)」とあるのは、「60歳から10年(公衆衛生業務に従事する医師にあつては、退職の日において定められているその者に係る定年から10年)」とする。 (勧奨退職等の場合の定年前早期退職者の退職手当の基本額に係る特例) 15 当分の間、第5条第1項に規定する者(定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者を除く。)に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「定年に達する日から6月前までに」とあるのは「60歳に達する日までに」と、第5条の3の表第5

現 行	改 正 案
び同条第2号中「12月」とあるのは、「6月」とする。 2 前項の規定により読み替えて適用する第2条第2項の規定により職員とみなされた者（引継対象任用期間が12月を超えるに至った者を除く。）に対する退職手当の額は、第2条の3から第6条の5までの規定により計算した額に100分の50を乗じて得た額とする。 （令和4年3月31日以前に退職した職員に対する失業者の退職手当の特例） 第15条 令和4年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号ア中「該当し」とあるのは「該当し又は同法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し」と、「同項」とあるのは「同法第24条の2第1項」とする。	条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。 （整理退職等の場合の60歳前定年前早期退職者の退職手当の基本額に係る特例） 16 当分の間、第5条第1項に規定する者（定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者に限る。）が60歳に達する日前に退職した場合における第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。 （整理退職等の場合の60歳以後定年前早期退職者の退職手当の基本額に係る特例） 17 当分の間、第5条第1項に規定する者（定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者に限る。）が60歳に達した日以後に退職した場合における第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

現	行	改 正 案
		する年数で除して得た割合」とする。 <u>(退職手当の基本額の特例の適用除外)</u> 18 附則第11項及び第12項並びに前3項の規定は、<u>公衆衛生業務に従事する医師</u> <u>が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。</u>

吹田市職員の定年等に関する条例現行・改正案対照表

現 行	改 正 案
(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 28 条の 3 の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 22 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 28 条の 2、第 28 条の 5、第 28 条の 6 第 1 項及び第 2 項並びに第 28 条の 7 の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。 <u>（管理監督職務勤務上限年齢制の対象となる職）</u> 第 2 条 法第 28 条の 2 第 1 項の条例で定める職は、吹田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年吹田市条例第 165 号）第 11 条の 2 第 1 項に規定する職員の職（公衆衛生業務に従事する医師が占める職を除く。以下「管理監督職」という。）とする。 <u>（管理監督職務勤務上限年齢）</u> 第 3 条 法第 28 条の 2 第 2 項の条例で定める年齢（以下「管理監督職務勤務上限年齢」という。）は、60 歳とする。 <u>（他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準）</u> 第 4 条 任命権者は、法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）を行うに当たつては、次に掲げる基準を遵守しなければならない。 (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第 15 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する標準職務遂行能力（以下「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に降任等を行うこと。 (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職

現	行	改 正 案
		勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に降任等をする。 (3) <u>当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、当該上位職職員の降任等に係る職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に降任等をする。</u>ただし、当該上位職職員について、第1号に掲げる基準に従い当該職員の降任等に係る職が属する職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に降任等をするものを妨げるものではない。 <u>（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）</u> 第5条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に第8条第1項に規定する定年退職日（以下この項及び次項において「定年退職日」という。）がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。 (1) <u>当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等による当該職員が占める職の欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。</u> (2) <u>当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による当該職員が占める職の欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。</u>

現 行	改 正 案
	(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員^{（一）}の職への職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への職への降任等による当該管理監督職の欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により

現	行	改	正	案
		延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。 (異動期間の延長等に係る職員の同意) 第6条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任し、又は転任する場合(降給を伴わない転任をする場合を除く。)には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。 (異動期間の延長事由が消滅した場合の措置) 第7条 任命権者は、第5条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。 (定年による退職) 第8条 -----略----- (定年) 第9条 職員の定年は、6.5歳とする。 (定年による退職の特例) 第10条 任命権者は、定年に達した職員が第8条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引		
(定年による退職) 第2条 -----略----- (定年) 第3条 職員の定年は、6.0歳とする。ただし、公衆衛生業務に従事する医師の定年は、6.5歳とする。 (定年による退職の特例) 第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。				

現 行	改 正 案
(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>その職員</u>の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。 (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき</u>。 (3) 当該職務を担当する者の交替が<u>その業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき</u>。 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項の事由が引き続き存すると認めるときは、市長の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる</u>。ただし、その期限は、<u>その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない</u>。 3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合</u>には、当該職員の同意を得なければならない。 4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、<u>期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる</u>。 5 -----略-----	引き続き勤務させることができる。ただし、第5条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている職員については、<u>同条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない</u>。 (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>当該職員の退職による当該職員が占める職の欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること</u>。 (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>当該職員の退職による当該職員が占める職の欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること</u>。 (3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること</u>。 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長すること</u>ができる。ただし、<u>当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない</u>。 3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合</u>には、当該職員の同意を得なければならない。 4 任命権者は、<u>第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めると</u>

現	行	改	正	案
(定年に関する施策の調査等) 第5条 -----略-----	-----略-----	5 きは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。 (定年に関する施策の調査等) 第11条 (定年前再任用短時間勤務職員の任用) 第12条 任命権者は、60歳に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員の退職を除く。）をした者（以下「60歳以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下同じ。）に採用することができる。ただし、60歳以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。 (委任) 第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。		
		附 則 (施行期日) 1 -----略----- (定年に関する経過措置) 2 次の表の左欄に掲げる期間における第9条の規定の適用については、同条中「65歳」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		

現	行	改	正	案								
は「地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号）附則第3条」と、同項及び同条第2項中「その職員に係る定年退職日」とあるのは「昭和60年3月31日」と読み替えるものとする。		<table><tr><td>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</td><td>61歳</td></tr><tr><td>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td><td>62歳</td></tr><tr><td>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td><td>63歳</td></tr><tr><td>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td><td>64歳</td></tr></table>			令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61歳	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62歳	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63歳	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64歳
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61歳											
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62歳											
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63歳											
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64歳											
3 第5条の規定は、改正法附則第3条の規定により職員が退職した場合又は前項において準用する第4条の規定により職員が勤務した後退職した場合について準用する。この場合において、第5条第1項中「第2条」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号）附則第3条」と、「前条」とあるのは「附則第2項において準用する前条」と、同条第3項中「その者に係る定年退職日」とあるのは「その者が第3条に定める年齢に達した日」と読み替えるものとする。		3 公衆衛生業務に従事する医師については、前項の規定は、適用しない。 (情報の提供及び勤務の意思の確認) 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び公衆衛生業務に従事する医師を除く。以下同じ。）が60歳に達する日の属する年度の前年度（以下「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が60歳に達する日以後に適用される任用及び給与に關する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする）とともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。										

吹田市職員の勤務時間等に関する条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現	行	改	正	案
(勤務時間) 第2条 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の勤務時間は、当該各号に定める時間の範囲内で、任命権者が定める。 (1) 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。） 休憩時間を除き1週間について16時間から332時間まで (2) } 3 4 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日）をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。 5 } 6 } 7 (休暇) 第6条 2 年次休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において20日（再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務日数等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）とする。ただし、年の中途において新たに職員となった者その他の規則で定める者の当該年の年次休暇の日数は、規則で定める。 3	(勤務時間) 第2条 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の勤務時間は、当該各号に定める時間の範囲内で、任命権者が定める。 (1) 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。） 休憩時間を除き1週間について16時間から332時間まで (2) } 3 4 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日）をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。 5 } 6 } 7 (休暇) 第6条 2 年次休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において20日（再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務日数等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）とする。ただし、年の中途において新たに職員となった者その他の規則で定める者の当該年の年次休暇の日数は、規則で定める。 3	(勤務時間) 第2条 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の勤務時間は、当該各号に定める時間の範囲内で、任命権者が定める。 (1) 地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。） 休憩時間を除き1週間について16時間から332時間まで (2) } 3 4 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日）をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、定年前再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。 5 } 6 } 7 (休暇) 第6条 2 年次休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において20日（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務日数等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）とする。ただし、年の中途において新たに職員となった者その他の規則で定める者の当該年の年次休暇の日数は、規則で定める。		

現	行	改	正	案
4 } 5 } 9 }	-----略-----		-----略-----	

附則第25項関係

吹田市職員定数条例現行・改正案対照表

現	行	改	正	案
(定義) 第1条 次条から第4条までにおいて「職員」とは、一般職の職員（吹田市職員の公益的法人等への派遣に関する条例（平成14年吹田市条例第6号）第2条第1項の規定により公益的法人等へ派遣された職員及び吹田市職員の外国の地方公共団体の機関等への派遣に関する条例（平成19年吹田市条例第9号）第2条第1項の規定により外国の地方公共団体の機関等へ派遣された職員を含み、次に掲げる職員を除く。）をいう。 (1) -----略----- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 (3) } (4) -----略-----	(定義) 第1条 次条から第4条までにおいて「職員」とは、一般職の職員（吹田市職員の公益的法人等への派遣に関する条例（平成14年吹田市条例第6号）第2条第1項の規定により公益的法人等へ派遣された職員及び吹田市職員の外国の地方公共団体の機関等への派遣に関する条例（平成19年吹田市条例第9号）第2条第1項の規定により外国の地方公共団体の機関等へ派遣された職員を含み、次に掲げる職員を除く。）をいう。 (1) -----略----- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年再任用短時間勤務職員 (3) } (4) -----略-----			

第 1 条 関係

吹田市職員の育児休業等に関する条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
(育児休業をすることができない職員) 第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）及び会計年度任用職員（同法第 22 条の 2 第 1 項に規定する職員をいう。以下同じ。）（以下「非常勤の職員」と総称する。）であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。 (1) 次のいずれにも該当する非常勤の職員 ア その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子）をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（以下「1 歳 6 か月到達日」という。）まで引き続き在職する見込みがないことが明らかでないこと。 イ -----略----- (2) 第 4 条第 3 号に掲げる場合に該当する非常勤の職員（その養育する子が 1 歳に達する日（同条において「1 歳到達日」という。）又はその翌日において当該子について育児休業をしている非常勤の職員に限る。） (3) 第 5 条に規定する場合に該当する非常勤の職員（その養育する子の 1 歳 6 か月到達日において当該子について育児休業をしている非常勤の職員に限る。） (4) -----略-----	(育児休業をすることができない職員) 第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）及び会計年度任用職員（同法第 22 条の 2 第 1 項に規定する職員をいう。以下同じ。）（以下「非常勤の職員」と総称する。）であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。 (1) 次のいずれにも該当する非常勤の職員 ア その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子）をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（以下「1 歳 6 か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第 7 条に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から 6 月を経過する日、第 5 条に規定する場合に該当する場合には当該子が 2 歳に達する日）まで引き続き在職する見込みがないことが明らかでないこと。 イ -----略----- (2) その養育する子が 1 歳に達する日（以下「1 歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤の職員が第 4 条第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この号において同じ。）において育児休業をしている非常勤の職員であって、同条第 3 号に掲げる場合に該当して当該子の 1 歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの (3) その養育する子の 1 歳 6 か月到達日において育児休業をしている非常勤の職員であって、第 5 条に規定する場合に該当して当該子の 1 歳 6 か月到達日の翌日を

現	行	改	正	案
(非常勤の職員が育児休業をすることができる期間の末日) 第4条 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1) } (2) } -----略----- (3) 次のいずれかに該当する場合であって、育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当するとき 当該育児休業に係る子の1歳6か月到達日 ア 非常勤の職員又はその配偶者が当該子について1歳到達日において育児休業をしている場合であって、その翌日から当該子について育児休業をしようとするとき。 イ 非常勤の職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日が当該子の1歳到達日後である場合であって、当該末日の翌日から当該子について育児休業をしようとするとき。 ウ 非常勤の職員の配偶者が当該子について1歳到達日以前からしている育児休業の期間の末日が当該子の1歳到達日後である場合であって、当該末日の翌日から当該子について育児休業をしようとするとき。	育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの (4) -----略----- (非常勤の職員が育児休業をすることができる期間の末日) 第4条 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1) } (2) } -----略----- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤の職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第6条第7号に掲げる事情に該当するときにあってはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該育児休業に係る子の1歳6か月到達日 ア 当該非常勤の職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤の職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤の職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該非常勤の職員の育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者の育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して育児休業をする場合にあっては、当該育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合 イ 当該子について、当該非常勤の職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤の職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児子			

現 行	改 正 案
(非常勤の職員が子が2歳に達するまで育児休業をすることができる場合) 第5条 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、<u>非常勤の職員又はその配偶者が当該育児休業に係る子について1歳6か月到達日において育児休業をしている場合であって、育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当するときとする。</u>	休業をしている場合又は当該非常勤の職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合 ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合 エ 当該子について、当該非常勤の職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤の職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合 (非常勤の職員が子が2歳に達するまで育児休業をすることができる場合) 第5条 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤の職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときにあつては第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。 (1) 当該非常勤の職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤の職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して育児休業をする場合にあっては、当該育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合 (2) 当該子について、当該非常勤の職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤の職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合 (3) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

現	行	改	正	案
(再度の育児休業をすることができ最初の育児休業の期間) 第6条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。 (再度の育児休業をすることができ特別の事情) 第7条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1) } { (4) } -----略----- (5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、1月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するため計画について育児休業計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。 (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなったこと。 (7) 第4条第3号に掲げる場合又は第5条に規定する場合に該当すること。 (8) その任期の末日において育児休業をしている非常勤の職員が、当該育児休業に係る子について、引き続き任期の初日から育児休業をしようとする。 (育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情) 第8条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。	(4) 当該子について、当該非常勤の職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合 (2回を超える育児休業をすることができ特別の事情) 第6条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1) } { (4) } -----略----- (5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなったこと。 (6) 第4条第3号に掲げる場合又は第5条に規定する場合に該当すること。 (7) その任期の末日において育児休業をしている任期を定めて採用された職員が、当該育児休業に係る子について、引き続き任期の初日から育児休業をしようとする。 (2回を超える育児休業をすることができ最初の育児休業の取得に係る期間) 第7条 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。 (育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情) 第8条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾			

現	行	改 正 案
る。 (1) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児の期間の延長の請求時に予測することのできなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子の養育に著しい支障が生ずることとなったこと。 (2) 第5条に規定する場合に該当すること。	病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することのできなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子の養育に著しい支障が生ずることとなったこととする。	

吹田市職員の育児休業等に関する条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行 (第1条による改正後)	改 正 案
(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）及び会計年度任用職員（同法第22条の2第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）（以下「非常勤の職員」と総称する。）であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。 (1) 次のいずれにも該当する非常勤の職員 ア その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第7条に規定する期間内に育児休業をしようとする場合に該当する場合は当該期間の末日から6月を経過する日、第5条に規定する場合に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）まで引き続き在職する見込みがないこと。 イ 所定の勤務日数が規則で定める日数以上であること。 (2) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤の職員が第4条第2号に掲げる場合に該当する育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該子の出生の日から第7条に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第5条に規定する場合に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）まで引き続き在職する見込みがないことが明らかでないこと。 ア 次のいずれにも該当する非常勤の職員 (ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第7条に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第5条に規定する場合に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）まで引き続き在職する見込みがないことが明らかでないこと。 (イ) 所定の勤務日数が規則で定める日数以上であること。 イ その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤の職員が第4条第2号に掲げる場合に該当する育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当	(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 吹田市職員の定年等に関する条例（昭和59年吹田市条例第29号）第5条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員 (2) 吹田市職員の定年等に関する条例第10条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により当該勤務の期限を延長することとされている職員 (3) 定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び会計年度任用職員（同法第22条の2第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）（以下「非常勤の職員」と総称する。）であって、次のいずれにも該当しないもの ア 次のいずれにも該当する非常勤の職員 (ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第7条に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第5条に規定する場合に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）まで引き続き在職する見込みがないことが明らかでないこと。 (イ) 所定の勤務日数が規則で定める日数以上であること。 イ その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤の職員が第4条第2号に掲げる場合に該当する育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当

現	行	改	正	案
休業に係る子について、引き続き任期の初日から育児休業をしようとするもの	(部分休業を請求することができない職員) 第13条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、所定の勤務日数が規則で定める日数以上であり、かつ、1日の所定の勤務時間が規則で定める時間以上である非常勤の職員以外の非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。次条において同じ。）とする。	該末日とされた日。以下イにおいて同じ。）において育児休業をしている非常勤の職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの ウ その養育する子の1歳6か月到達日において育児休業をしている非常勤の職員であって、第5条に規定する場合に該当して当該子の1歳6か月到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの エ その任期の末日において育児休業をしている非常勤の職員であって、当該育児休業に係る子について、引き続き任期の初日から育児休業をしようとするもの 2 (部分休業を請求することができない職員) 第13条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、所定の勤務日数が規則で定める日数以上であり、かつ、1日の所定の勤務時間が規則で定める時間以上である非常勤の職員以外の非常勤の職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。次条において同じ。）とする。		

吹田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

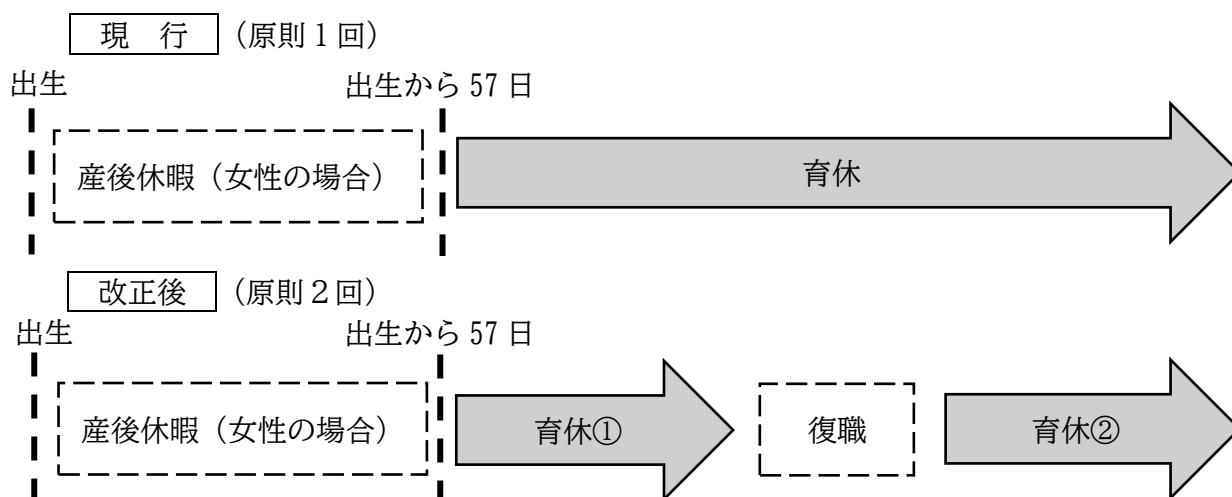
1 改正の理由

令和3年の人事院からの「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」に基づく国の取扱い及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、育児休業の取得回数の緩和への対応、会計年度任用職員等の育児休業の取得要件の緩和、会計年度任用職員等の育児休業の取得柔軟化等を行う。

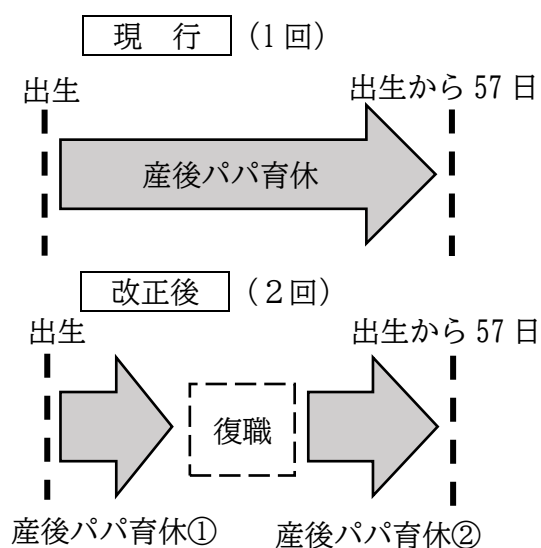
また、定年引上げに伴い、規定整備を行う。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律の主な改正内容

(1) 育児休業の取得回数の緩和



(2) 子の出生から 57 日以内の育児休業（通称 産後パパ育休（主に男性））の取得回数の緩和



(1)

3 吹田市職員の育児休業等に関する条例の主な改正内容

(1) 育児休業が2回取得可能となったことに伴い、特別の事情により、再度の育児休業をする際に必要であった育児休業計画書を廃止

(2) 会計年度任用職員等の子の出生から 57 日以内の育児休業の取得要件の緩和

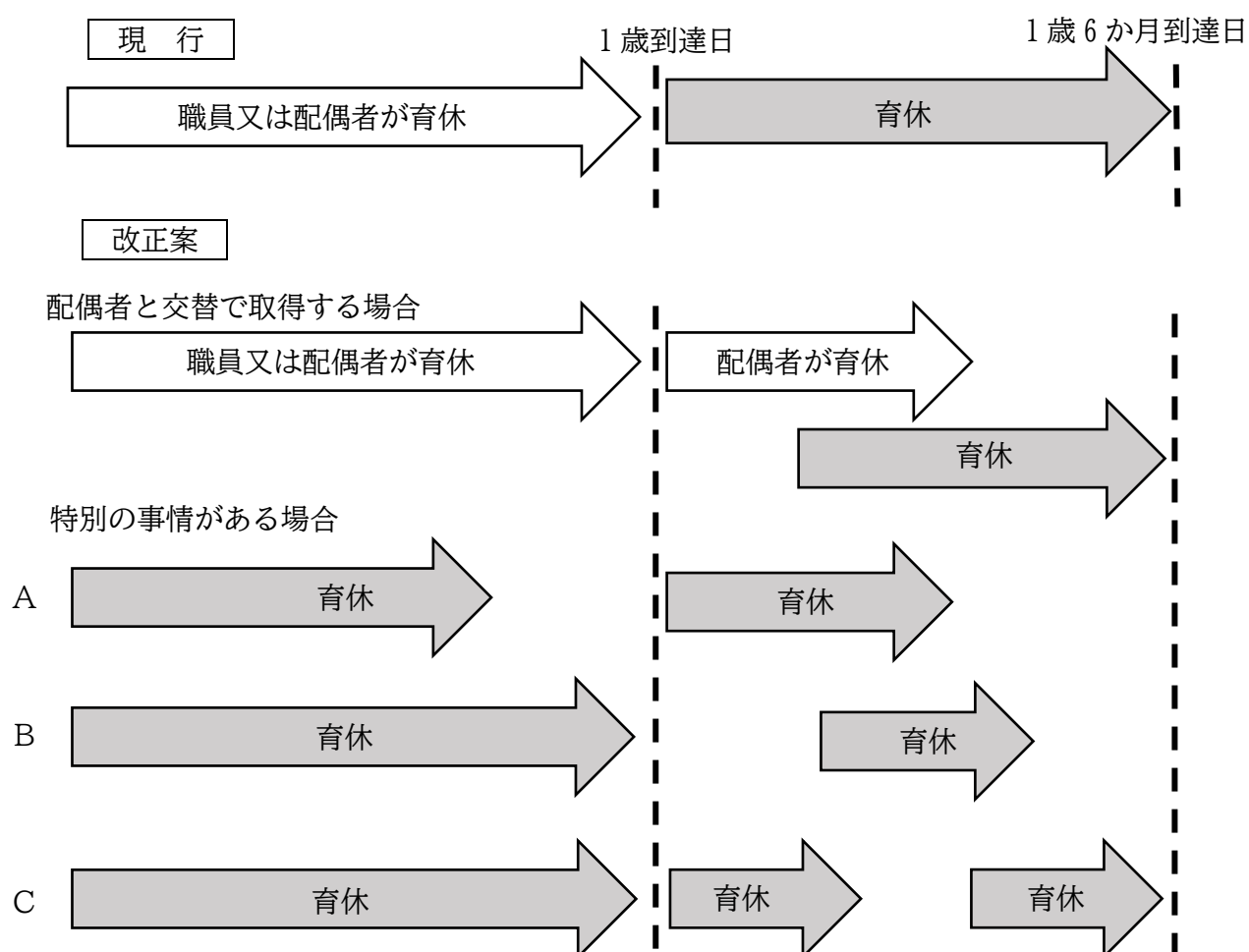
現 行 当該子の 1 歳 6 か月 時点で勤務する見込みがないことが明らかでない職員

改正案 当該子の 出生から 57 日と 6 か月 時点で勤務する見込みがないことが明らかでない職員

(3) 会計年度任用職員等の子の 1 歳以降の育児休業の取得の柔軟化

子の 1 歳以上 1 歳 6 か月到達日までの期間の途中での夫婦交替等の柔軟な取得を可能とする。(1 歳 6 か月以上 2 歳到達日まで育児休業を取得する場合も同様の改正を行う。)

特別の事情がある場合(第2子の産前産後休暇開始により育児休業が終了した後に第2子が死亡する場合等)にあっては、要件をさらに緩和する。



(4) 定年引上げに伴う規定整備

60 歳に達する年度の翌年度以降も管理監督職を占める職員等について、育児休業を取得できない職員として定める。

4 施行期日

令和 4 年 10 月 1 日 (ただし、3 の(4)は、令和 5 年 4 月 1 日)

(2)

第 1 条 関係

吹田市職員の公益的法人等への派遣に関する条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
(職員の派遣) 第 2 条 2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 方公務員法 (昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号) 第 2 8 条の 4 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項の規定により採用される職員を除く。) (2) 地方公務員法第 2 2 条に規定する条件付採用になっている職員 (3) 吹田市職員の定年等に関する条例 (昭和 5 9 年吹田市条例第 2 9 号) 第 4 条第 1 項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第 2 項の規定により引き続き勤務する期間を延長することとされている職員 (4) 地方公務員法第 2 8 条第 2 項若しくは吹田市職員の分限に関する条例 (昭和 2 6 年吹田市条例第 1 6 7 号) 第 2 条の規定により休職にされ、又は同法第 2 9 条第 1 項の規定により停職にされている職員その他の同法第 3 5 条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員 3 -----略-----	(職員の派遣) 第 2 条 2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 (2) 地方公務員法 (昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号) 第 2 2 条に規定する条件付採用になっている職員 (3) 吹田市職員の定年等に関する条例 (昭和 5 9 年吹田市条例第 2 9 号) 第 5 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間 (これらの規定により延長された期間を含む。) を延長された管理監督職を占める職員 (4) 吹田市職員の定年等に関する条例第 1 0 条第 1 項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第 2 項の規定により当該勤務の期限を延長することとされている職員 (5) 地方公務員法第 2 8 条第 2 項若しくは吹田市職員の分限に関する条例 (昭和 2 6 年吹田市条例第 1 6 7 号) 第 2 条の規定により休職にされ、又は同法第 2 9 条第 1 項の規定により停職にされている職員その他同法第 3 5 条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員 3 -----略-----

第2条関係

吹田市職員の外国の地方公共団体の機関等への派遣に関する条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現	行	改	正	案
(職員の派遣) 第2条 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。) (2) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になつてゐる職員(別に定める職員を除く。) (3) 吹田市職員の定年等に関する条例(昭和59年吹田市条例第29号)第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定によ (4) 地方公務員法第28条第2項若しくは吹田市職員の分限に関する条例(昭和26年吹田市条例第167号)第2条の規定により休職にされ、又は同法第29条第1項の規定により停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員	(職員の派遣) 第2条 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。) (2) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になつてゐる職員(別に定める職員を除く。) (3) 吹田市職員の定年等に関する条例(昭和59年吹田市条例第29号)第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定によ (4) 地方公務員法第28条第2項若しくは吹田市職員の分限に関する条例(昭和26年吹田市条例第167号)第2条の規定により休職にされ、又は同法第29条第1項の規定により停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員			(職員の派遣) 第2条 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になつてゐる職員(別に定める職員を除く。) (3) 吹田市職員の定年等に関する条例(昭和59年吹田市条例第29号)第5条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員 (4) 吹田市職員の定年等に関する条例第10条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により当該勤務の期限を延長することとされている職員 (5) 地方公務員法第28条第2項若しくは吹田市職員の分限に関する条例(昭和26年吹田市条例第167号)第2条の規定により休職にされ、又は同法第29条第1項の規定により停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

吹田市職員の配偶者同行休業に関する条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現	行	改	正	案
(配偶者同行休業の承認) 第4条 任命権者は、職員（<u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定め</u> <u>て任用される職員、法第22条に規定する条件付採用になっ</u><u>て</u><u>いる職員及び吹田市</u> <u>職員の定年等に関する条例（昭和59年吹田市条例第29号）第4条第1項の規定</u> <u>により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長</u> <u>することとされている職員を除く。以下同じ。）</u>が申請した場合に、公務の 運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を 考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。 2 -----略-----	(配偶者同行休業の承認) 第4条 任命権者は、職員（次に掲げる職員を除く。以下同じ。）が申請した場合に おいて、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績 その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認するこ とができる。 (1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</u> (2) <u>法第22条に規定する条件付採用になっている職員</u> (3) <u>吹田市職員の定年等に関する条例（昭和59年吹田市条例第29号）第5条第</u> <u>1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間</u> <u>を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u> (4) <u>吹田市職員の定年等に関する条例第10条第1項の規定により引き続き勤務</u> <u>させることとされ、又は同条第2項の規定により当該勤務の期限を延長すること</u> <u>とされている職員</u> 2 -----略-----			

吹田市市税条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行	改 正 案														
(法人の均等割の税率) 第 15 条の 2 第 14 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。 <table><tr><th>法人の区分</th><th>税率</th></tr><tr><td>(1) 次に掲げる法人 ア } イ } エ } オ 資本金等の額 (法第 292 条第 1 項第 4 号の 2 に規定する資本金等の額をいう。以下同じ。) を有する法人 (法人税法別表第 2 に規定する独立行政法人で政令第 47 条に規定する収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。次号から第 9 号までにおいて同じ。) のうち、資本金等の額が 1,000 万円以下である法人で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者 (俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けらるることとされる役員を含む。) の数の合計数 (次号から第 9 号までにおいて「従業者数の合計数」という。) が 50 人以下であるもの</td><td>年額 50,000 円</td></tr><tr><td>(2) 資本金等の額が 1,000 万円以下である法人で従業者数の合計数が 50 人を超えるもの</td><td rowspan="2">--略--</td></tr><tr><td>(3) 資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下である法人で</td></tr></table>	法人の区分	税率	(1) 次に掲げる法人 ア } イ } エ } オ 資本金等の額 (法第 292 条第 1 項第 4 号の 2 に規定する資本金等の額をいう。以下同じ。) を有する法人 (法人税法別表第 2 に規定する独立行政法人で政令第 47 条に規定する収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。次号から第 9 号までにおいて同じ。) のうち、資本金等の額が 1,000 万円以下である法人で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者 (俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けらるることとされる役員を含む。) の数の合計数 (次号から第 9 号までにおいて「従業者数の合計数」という。) が 50 人以下であるもの	年額 50,000 円	(2) 資本金等の額が 1,000 万円以下である法人で従業者数の合計数が 50 人を超えるもの	--略--	(3) 資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下である法人で	(法人の均等割の税率) 第 15 条の 2 第 14 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。 <table><tr><th>法人の区分</th><th>税率</th></tr><tr><td>(1) 次に掲げる法人 ア } イ } エ } オ 資本金等の額 (法第 292 条第 1 項第 4 号の 2 に規定する資本金等の額をいう。以下同じ。) を有する法人 (法人税法別表第 2 に規定する独立行政法人で政令第 47 条に規定する収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。次号から第 9 号までにおいて同じ。) のうち、資本金等の額が 1,000 万円以下である法人で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者 (俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けらるることとされる役員を含む。) の数の合計数 (次号から第 9 号までにおいて「従業者数の合計数」という。) が 50 人以下であるもの</td><td>年額 50,000 円</td></tr><tr><td>(2) 資本金等の額が 1,000 万円以下である法人で従業者数の合計数が 50 人を超えるもの</td><td rowspan="2">--略--</td></tr><tr><td>(3) 資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下である法人で</td></tr></table>	法人の区分	税率	(1) 次に掲げる法人 ア } イ } エ } オ 資本金等の額 (法第 292 条第 1 項第 4 号の 2 に規定する資本金等の額をいう。以下同じ。) を有する法人 (法人税法別表第 2 に規定する独立行政法人で政令第 47 条に規定する収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。次号から第 9 号までにおいて同じ。) のうち、資本金等の額が 1,000 万円以下である法人で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者 (俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けらるることとされる役員を含む。) の数の合計数 (次号から第 9 号までにおいて「従業者数の合計数」という。) が 50 人以下であるもの	年額 50,000 円	(2) 資本金等の額が 1,000 万円以下である法人で従業者数の合計数が 50 人を超えるもの	--略--	(3) 資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下である法人で
法人の区分	税率														
(1) 次に掲げる法人 ア } イ } エ } オ 資本金等の額 (法第 292 条第 1 項第 4 号の 2 に規定する資本金等の額をいう。以下同じ。) を有する法人 (法人税法別表第 2 に規定する独立行政法人で政令第 47 条に規定する収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。次号から第 9 号までにおいて同じ。) のうち、資本金等の額が 1,000 万円以下である法人で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者 (俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けらるることとされる役員を含む。) の数の合計数 (次号から第 9 号までにおいて「従業者数の合計数」という。) が 50 人以下であるもの	年額 50,000 円														
(2) 資本金等の額が 1,000 万円以下である法人で従業者数の合計数が 50 人を超えるもの	--略--														
(3) 資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下である法人で															
法人の区分	税率														
(1) 次に掲げる法人 ア } イ } エ } オ 資本金等の額 (法第 292 条第 1 項第 4 号の 2 に規定する資本金等の額をいう。以下同じ。) を有する法人 (法人税法別表第 2 に規定する独立行政法人で政令第 47 条に規定する収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。次号から第 9 号までにおいて同じ。) のうち、資本金等の額が 1,000 万円以下である法人で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者 (俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けらるることとされる役員を含む。) の数の合計数 (次号から第 9 号までにおいて「従業者数の合計数」という。) が 50 人以下であるもの	年額 50,000 円														
(2) 資本金等の額が 1,000 万円以下である法人で従業者数の合計数が 50 人を超えるもの	--略--														
(3) 資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下である法人で															

現 行		改 正 案																	
<table><tr><td colspan="2">従業員数の合計数が50人以下であるもの</td></tr><tr><td>(4)</td><td>資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの</td></tr><tr><td colspan="2">}</td></tr><tr><td>(9)</td><td>資本金等の額が50億円を超える法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの</td></tr></table>		従業員数の合計数が50人以下であるもの		(4)	資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの	}		(9)	資本金等の額が50億円を超える法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの	<table><tr><td colspan="2">従業員数の合計数が50人以下であるもの</td></tr><tr><td>(4)</td><td>資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの</td></tr><tr><td colspan="2">}</td></tr><tr><td>(9)</td><td>資本金等の額が50億円を超える法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの</td></tr></table>		従業員数の合計数が50人以下であるもの		(4)	資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの	}		(9)	資本金等の額が50億円を超える法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの
従業員数の合計数が50人以下であるもの																			
(4)	資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの																		
}																			
(9)	資本金等の額が50億円を超える法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの																		
従業員数の合計数が50人以下であるもの																			
(4)	資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの																		
}																			
(9)	資本金等の額が50億円を超える法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの																		
2	(所得割の課税標準)	2	(所得割の課税標準)																
第16条	第16条	第16条	第16条																
11	11	11	11																
12	前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度の第18条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第18条の2第1項の確定申告書を含む。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他総務省令に定める事項の記載があるとときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、これらの申告書がいずれも提出された場合における当該申告書に記載された事項その他の事情を勘案してこの項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。	12	前項の規定は、前年分の所得税に係る第18条の2第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他総務省令に定める事項の記載があるとときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。																
13	前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度の第18条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第18条の2第1項の確定申告書を含む。）に特定株式等譲渡所得金額に係る事項の明細に関する事項その他総務省令に定める事項の記載があるとときは、これらの申	13	前項の規定は、前年分の所得税に係る第18条の2第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る事項の明細に関する事項その他総務省令に定める事項の記載があるとときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。																

現 行	改 正 案
告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。<u>この場合においては、第12項ただし書の規定を準用する。</u>	
(法人税割の課税の特例) 第16条の6 資本金の額若しくは出資金の額が1億5千万円以下である法人若しくは資本金の額若しくは出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は人格のない社団等（これらの法人又は人格のない社団等のうち、法人税法第4条の7に規定する受託法人であるものを除く。）については、課税標準額に100分の2.4を乗じて得た額を当該法人の法人税割額の計算上控除する。 2 -----略-----	(法人税割の課税の特例) 第16条の6 資本金の額若しくは出資金の額が1億5千万円以下である法人若しくは資本金の額若しくは出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は人格のない社団等（これらの法人又は人格のない社団等のうち、法人税法第4条の3に規定する受託法人であるものを除く。）については、課税標準額に100分の2.4を乗じて得た額を当該法人の法人税割額の計算上控除する。 2 -----略-----
(寄附金税額控除) 第16条の7の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金（市内に事務所又は事業所を有する法人に対するものに限る。）若しくは金銭を支出し、当該寄附金又は金銭の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金（同条第2項に規定する特例控除対象寄附金をいう。以下同じ。）を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合には、当該100分の6に相当する金額に同条第11項及び法附則第5条の5第2項（これらの規定を法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による特例控除額を加算した金額）を当該納税義務者の第16条の4及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得	(寄附金税額控除) 第16条の7の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金（市内に事務所又は事業所を有する法人に対するものに限る。）若しくは金銭を支出し、当該寄附金又は金銭の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金（同条第2項に規定する特例控除対象寄附金をいう。以下同じ。）を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合には、当該100分の6に相当する金額に同条第11項及び法附則第5条の5第2項（これらの規定を法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による特例控除額を加算した金額）を当該納税義務者の第16条の4及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得

現 行	改 正 案
割の額に相当する金額とする。 (1) } (2) } -----略----- (3) <u>所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</u> (4) <u>特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人が行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）</u> (5) <u>所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭であつて、その信託終了の場合において、その信託財産が本市に帰属するもの</u> 2 } 3 } -----略----- (配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第16条の2 所得割の納税義務者が、第16条第12項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第14項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について法第2章第1節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、その者の第16条の4、第16条の7及び第16条の7の2並びに法第314条の8の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	割の額に相当する金額とする。 (1) } (2) } -----略----- (3) <u>特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人が行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）</u> (4) <u>所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭であつて、その信託終了の場合において、その信託財産が本市に帰属するもの</u> 2 } 3 } -----略----- (配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第16条の2 所得割の納税義務者が、第16条第12項の確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第14項の確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について法第2章第1節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、その者の第16条の4、第16条の7及び第16条の7の2並びに法第314条の8の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

現 行	改 正 案
2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、政令で定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度の個人の府民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。 3 -----略----- 第16条の8の4 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（法附則第5条の4第1項に規定する居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第16条の4及び第16条の7の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 -----略----- 3 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第6条第4項の規定の適用を受けた場合における第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。 4 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。	2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、政令で定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の府民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。 3 -----略----- 第16条の8の4 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（法附則第5条の4第1項に規定する居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第16条の4及び第16条の7の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 -----略-----

現 行	改 正 案
(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第 1 6 条の 8 の 6 -----略----- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等 (以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、所得割の納税義務者が<u>当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の市民税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第 1 6 条第 1 2 項に規定する申告書を提出した場合 (同項ただし書の規定の適用があるとき又は当該申告書がいずれも提出された場合において当該申告書に記載された事項その他の事情を勘案して前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときを除く。)</u>に限り適用するものとし、<u>所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第 1 項及び第 2 項並びに第 1 6 条の 4 の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。</u> 3 -----略-----	(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第 1 6 条の 8 の 6 -----略----- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等 (以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、<u>所得割の納税義務者が前年分の所得税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第 1 項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。</u> 3 -----略-----
(源泉徴収選択口座内配当等に係る市民税の所得計算及び特別徴収等の特例) 第 1 6 条の 1 3 の 5 -----略----- 2 <u>所得割の納税義務者が第 1 6 条第 1 2 項の規定によりその有する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する申告書を提出する場合には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る租税特別措置法第 3 7 条の 1 1 の 4 第 1 項に規定する源泉徴収選択口座 (次条において「源泉徴収選択口座」という。)において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。</u> (上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)	(源泉徴収選択口座内配当等に係る市民税の所得計算及び特別徴収等の特例) 第 1 6 条の 1 3 の 5 -----略-----

現 行	改 正 案
第16条の13の6 所得割の納税義務者の平成29年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第18条第1項の規定による申告書を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）に限り、第16条の13の2第1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の第16条の8の6第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。 2 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該所得割の納税義務者が、法附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等の譲渡（第6項において「上場株式等の譲渡」という。）をしたことにより生じた損失の金額として政令の定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市民税に係る第16条の13の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令の定めるところにより計算した金額をいう。 3 第1項の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうちに法附則第35条の2の5第3項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき府民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある場合には、第16条第12項に規定する申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けた全ての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。 4 第1項の規定の適用がある場合における第16条の8の6第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（第16条の13の6第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。	第16条の13の6 所得割の納税義務者の平成29年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の所得税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した所得税法第2条第1項第37号の確定申告書（租税特別措置法第37条の12の2第9項（同法第37条の13の2第10項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。以下この条において「確定申告書」という。）を提出した場合（租税特別措置法第37条の12の2第1項の規定の適用がある場合に限る。）に限り、第16条の13の2第1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の第16条の8の6第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。 2 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該所得割の納税義務者が、法附則第35条の2の6第9項に規定する上場株式等の譲渡（第5項において「上場株式等の譲渡」という。）をしたことにより生じた損失の金額として政令の定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市民税に係る第16条の13の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令の定めるところにより計算した金額をいう。 3 第1項の規定の適用がある場合における第16条の8の6第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（第16条の13の6第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。 4 所得割の納税義務者の前年3年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年において控除されたものを除く。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年分の所得税について確定申告書を提出した場合において、その後の年分の所得税について連続して確定申告書を提出しているとき（租税特別措置法第37条の12の2第5項の規定の適用があるときに限

現 行	改 正 案
5 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第18条第1項又は第3項の規定による申告書（第8項において準用する同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、第16条の13の2第1項後段の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び第16条の8の6第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（第1項の規定の適用において同じ。）をいう。）をいう。 6 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該所得割の納税義務者が、上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令の定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市民税に係る第16条の13の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令の定めるところにより計算した金額（第1項の規定の適用を受けて控除されたものを除く。）をいう。 7 第5項の規定の適用がある場合における第16条の8の6第1項及び第16条の13の2第1項の規定の適用については、第16条の8の6第1項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（第16条の13の6第5項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」とする。	る。）に限り、第16条の13の2第1項後段の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び第16条の8の6第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。 5 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該所得割の納税義務者が、上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令の定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市民税に係る第16条の13の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令の定めるところにより計算した金額（第1項の規定の適用を受けて控除されたものを除く。）をいう。 6 第4項の規定の適用がある場合における第16条の8の6第1項及び第16条の13の2第1項の規定の適用については、第16条の8の6第1項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（第16条の13の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」と、第16条の13の2第1項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（第16条の13の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」とする。

現	行	改	正	案
場合には、その適用後の金額。」と、第16条の13の2第1項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（第16条の13の6第5項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」とする。 8 第18条第4項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第2項の規定により同条第1項の申告書を提出する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第5項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市民税について同条第3項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第4項の規定により同条第1項の申告書を提出することができている場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第4項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「第16条の13の6第6項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「3月15日までに同項の」とあるのは「3月15日までに、総務省令の定めるところにより同条第5項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令に定める事項を記載した」と読み替えるものとする。 9 第5項の規定の適用がある場合における第18条の2の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第37条の12の2第9項（同法第37条の13の2第10項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「前条第1項から第4項まで」とあるのは「前条第1項から第4項まで又は第16条の13の6第8項において準用する前条第4項」と、同条第2項中「同条第1項から第4項まで」とあるのは「同条第1項から第4項まで又は第16条の13の6第8項において準用する前条第4項」とする。				
（市民税の申告等） 第18条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、給与支払報告書又は	（市民税の申告等） 第18条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、給与支払報告書又は			（市民税の申告等） 第18条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、給与支払報告書又は

現 行	改 正 案
公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（政令に定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは第16条の3第4項に規定する扶養控除額の控除、又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第16条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損控除額若しくは医療費控除額若しくは寄附金税額控除額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。）及び第14条の2第2項に規定する者については、この限りでない。 (1) { 、 (8) } 2 、 6 -----略-----	公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（政令に定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限り、前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限り、）を一にすする配偶者（前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限り、）を控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは第16条の3第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第16条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損控除額の控除若しくは第16条の7の2第1項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。）及び第14条の2第2項に規定する者については、この限りでない。 (1) { 、 (8) } 2 、 6 -----略-----
第18条の2 第14条第1項第1号の者が前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第37号の確定申告書（以下本条において「確定申告書」という。）を提出した場合には、<u>本章</u>の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条第1項から第4項までの規定による申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。	第18条の2 第14条第1項第1号の者が前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第37号の確定申告書（以下<u>この条</u>において「確定申告書」という。）を提出した場合には、<u>この章</u>の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条第1項から第4項までの規定による申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。

現 行	改 正 案
2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項のうち前条第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項(総務省令に定める事項を除く。)は、同条第1項から第4項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。 3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、総務省令で定めるところにより、市民税の賦課徴収につき必要な事項を附記しなければならない。 (固定資産税の課税標準の特例) 第23条 } -----略----- 2 3 法附則第15条第2項第5号に規定する除害施設に対して課する固定資産税の課税標準額は、法第349条の2の規定による課税標準の額に4分の3を乗じて得た額とする。 4 次の各号に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税の課税標準額は、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、法第349条の2の規定による課税標準の額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 法附則第15条第27項第1号に規定する特定再生可能エネルギー発電設備 3分の2 (2) 法附則第15条第27項第2号に規定する特定再生可能エネルギー発電設備 4分の3 (3) 法附則第15条第27項第3号に規定する特定再生可能エネルギー発電設備 2分の1 5 法附則第15条第30項に規定する地下街等における洪水時、雨水出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るための設	2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(総務省令に定める事項を除く。)のうち前条第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項(総務省令に定める事項を除く。)は、同条第1項から第4項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。 3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、総務省令で定めるところにより、市民税の賦課徴収につき必要な事項を付記しなければならない。 (固定資産税の課税標準の特例) 第23条 } -----略----- 2 3 法附則第15条第2項第5号に規定する除害施設に対して課する固定資産税の課税標準額は、法第349条の2の規定による課税標準の額に5分の4を乗じて得た額とする。 4 次の各号に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税の課税標準額は、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、法第349条の2の規定による課税標準の額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 法附則第15条第26項第1号に規定する特定再生可能エネルギー発電設備 3分の2 (2) 法附則第15条第26項第2号に規定する特定再生可能エネルギー発電設備 4分の3 (3) 法附則第15条第26項第3号に規定する特定再生可能エネルギー発電設備 2分の1 5 法附則第15条第29項に規定する地下街等における洪水時、雨水出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るための設

現 行	改 正 案
備に対して課する固定資産税の課税標準額は、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分の固定資産税に限り、法第349条の2の規定による課税標準の額に3分の2を乗じて得た額とする。 6 法附則第15条第34項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産税に対して課する固定資産税の課税標準額は、同項に規定する補助開始日の属する年の翌年の1月1日（当該補助開始日が1月1日である場合は、その属する年の1月1日）を賦課期日とする年度から5年度分の固定資産税に限り、法第349条又は第349条の2の規定による課税標準の額に2分の1を乗じて得た額とする。 7 法附則第15条第35項に規定する市民緑地の用に供する土地に対して課する固定資産税の課税標準額は、当該市民緑地を設置した日の属する年の翌年の1月1日（当該設置した日が1月1日である場合は、その属する年の1月1日）を賦課期日とする年度から3年度分の固定資産税に限り、法第349条の規定による課税標準の額に3分の2を乗じて得た額とする。 （耐震改修に係る固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告） 第30条の3 -----略----- 2 法附則第15条の10第1項に規定する耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から原則として3月以内に、前項各号に掲げる事項を記載した申告書に総務省令附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告に係る書類の写し及び当該耐震改修後の家屋が耐震基準に適合することを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 （都市計画税の課税標準の特例） 第75条の2 第23条第6項の規定は、法附則第15条第34項に規定する特定事	備に対して課する固定資産税の課税標準額は、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分の固定資産税に限り、法第349条の2の規定による課税標準の額に3分の2を乗じて得た額とする。 6 法附則第15条第33項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産税に対して課する固定資産税の課税標準額は、同項に規定する補助開始日の属する年の翌年の1月1日（当該補助開始日が1月1日である場合は、その属する年の1月1日）を賦課期日とする年度から5年度分の固定資産税に限り、法第349条又は第349条の2の規定による課税標準の額に2分の1を乗じて得た額とする。 7 法附則第15条第34項に規定する市民緑地の用に供する土地に対して課する固定資産税の課税標準額は、当該市民緑地を設置した日の属する年の翌年の1月1日（当該設置した日が1月1日である場合は、その属する年の1月1日）を賦課期日とする年度から3年度分の固定資産税に限り、法第349条の規定による課税標準の額に3分の2を乗じて得た額とする。 （耐震改修に係る固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告） 第30条の3 -----略----- 2 法附則第15条の10第1項に規定する耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から原則として3月以内に、前項各号に掲げる事項を記載した申告書に総務省令附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告に係る書類の写し及び当該耐震改修後の家屋が耐震基準に適合することを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 （都市計画税の課税標準の特例） 第75条の2 第23条第6項の規定は、法附則第15条第33項に規定する特定事

現 行	改 正 案
業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税について準用する。この場合において、第23条第6項中「法第349条又は第349条の2」とあるのは、「第75条」と読み替えるものとする。 2 第23条第7項の規定は、<u>法附則第15条第35項</u>に規定する市民緑地の用に供する土地に対して課する都市計画税について準用する。この場合において、第23条第7項中「法第349条」とあるのは、「第75条」と読み替えるものとする。	業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税について準用する。この場合において、第23条第6項中「法第349条又は第349条の2」とあるのは、「第75条」と読み替えるものとする。 2 第23条第7項の規定は、<u>法附則第15条第34項</u>に規定する市民緑地の用に供する土地に対して課する都市計画税について準用する。この場合において、第23条第7項中「法第349条」とあるのは、「第75条」と読み替えるものとする。

吹田市市税条例の一部改正について

1 改正の理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号。令和 4 年 3 月 31 日公布）等により地方税法の一部が改正されたことに伴い、吹田市市税条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

(1) 市民税（個人）

ア 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し

(7) 改正の内容

特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させるとともに、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件を所得税と一致させることとします。

(4) 改正する条文

第 16 条第 12 項及び第 14 項（改正）

第 16 条の 13 の 6 第 1 項及び第 4 項（改正）

イ 住宅借入金等特別税額控除の期間延長

(7) 改正の内容

個人市民税における住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の控除期間を令和 20 年度まで延長します。

(4) 改正する条文

第 16 条の 8 の 4（改正）

(2) 固定資産税（償却資産）

ア 課税標準の特例の見直し

(7) 改正の内容

下水道法に規定する除害施設に対して課する償却資産に係る固定資産税の課税標準額の軽減率を、地方税法の参酌割合と同じ 5 分の 4 とします。

(4) 改正する条文

第 23 条第 3 項（改正）

(1)

3 施行期日

公布の日から施行します。ただし、(1)のア「上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し」は令和6年1月1日から、(1)のイ「住宅借入金等特別税額控除の期間延長」は令和5年1月1日から施行します。

吹田市立教育・保育施設条例現行・改正案対照表

現 行	改 正 案
(保育所の設置) 第5条 認定こども園の認定を受けない保育所（以下「保育所」という。）として、次の保育園を設置する。 (1) } { (4) } 略 (5) 吹田市立岸部保育園 吹田市岸部北2丁目2番2号 (6) 吹田市立千里山保育園 吹田市千里山東2丁目19番22号 (7) 吹田市立東保育園 吹田市南正雀4丁目1番1号 (8) 吹田市立垂水保育園 吹田市垂水町1丁目6番9号 (9) 吹田市立吹一保育園 吹田市内本町1丁目23番28号 (10) 吹田市立吹六保育園 吹田市南清和園町40番31号 (11) 吹田市立片山保育園 吹田市出口町32番1号 (12) 吹田市立千三保育園 吹田市千里山西1丁目12番1号 (13) 吹田市立山三保育園 吹田市山田西1丁目27番15号 (保育所の定員) 第9条 保育所の定員は、次のとおりとする。 (1) } { (4) } 略 (5) 岸部保育園 112人 (6) 千里山保育園 100人	(保育所の設置) 第5条 認定こども園の認定を受けない保育所（以下「保育所」という。）として、次の保育園を設置する。 (1) } { (4) } 略 (5) 吹田市立千里山保育園 吹田市千里山東2丁目19番22号 (6) 吹田市立東保育園 吹田市南正雀4丁目1番1号 (7) 吹田市立垂水保育園 吹田市垂水町1丁目6番9号 (8) 吹田市立吹一保育園 吹田市内本町1丁目23番28号 (9) 吹田市立吹六保育園 吹田市南清和園町40番31号 (10) 吹田市立片山保育園 吹田市出口町32番1号 (11) 吹田市立千三保育園 吹田市千里山西1丁目12番1号 (12) 吹田市立山三保育園 吹田市山田西1丁目27番15号 (保育所の定員) 第9条 保育所の定員は、次のとおりとする。 (1) } { (4) } 略 (5) 千里山保育園 100人 (6) 東保育園 112人

現 行		改 正 案	
(7) 東保育園 1 1 2 人		(7) 垂水保育園 1 1 2 人	
(8) 垂水保育園 1 1 2 人		(8) 吹一保育園 1 1 2 人	
(9) 吹一保育園 1 1 2 人		(9) 吹六保育園 1 1 2 人	
(10) 吹六保育園 1 1 2 人		(10) 片山保育園 1 2 0 人	
(11) 片山保育園 1 2 0 人		(11) 千三保育園 1 2 0 人	
(12) 千三保育園 1 2 0 人		(12) 山三保育園 1 2 0 人	
(13) 山三保育園 1 2 0 人			
2	-----略-----	2	-----略-----

吹田市後期高齢者医療に関する条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
(本市が行う後期高齢者医療の事務) 第2条 本市は、保険料の徴収に関する事務及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。 (1) } () } (7) } (8) 広域連合条例附則第5条第1項の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の受付 (9) -----略----- (督促状の発付等) 第6条 市長は、納期限までに保険料を完納しない者があるときは、<u>納期限後20日以内に、11日以内の期間を指定して督促状を発する。</u> 2 市長は、<u>督促状を発付したときは、1通につき70円の督促手数料を徴収する。</u>	(本市が行う後期高齢者医療の事務) 第2条 本市は、保険料の徴収に関する事務及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。 (1) } () } (7) } (8) 広域連合条例附則第3条第1項の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の受付 (9) -----略----- (督促手数料) 第6条 市長は、<u>督促状を發したときは、1通につき70円の督促手数料を徴収する。</u>

吹田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由及び内容

- (1) 吹田市後期高齢者医療に関する条例（以下「吹田市条例」という。）について、大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「広域連合条例」という。）を引用して新型コロナウイルス感染症による傷病手当金について定めていますが、広域連合条例の一部改正により条項移動が生じたことから、規定整備を行うものです。
- (2) 吹田市条例から督促状発付にかかる条項を削除し、今後においては吹田市債権管理条例の規定による運用を行うものです。これにより、督促状発付日が納期限後 20 日以内から 30 日以内に変更となります。納付義務者が金融機関窓口で納付してから国民健康保険課で収納確認ができるまでに時間を要することから、30 日以内に変更することによりスケジュールに余裕を持たせ、納期限までに納付された方への督促状の行き違いによる発付を防ぐものです。

2 施行期日

公布日から施行します。

吹田市営住宅条例現行・改正案対照表

現 行		改 正 案	は改正箇所
(設置等) 第1条 2 市営住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。ただし、借上型住宅の名称及び位置は、市長が定める。 (1) } { (7) (8) 吹田市営岸部北住宅 吹田市岸部北1丁目17番 (9) 吹田市営岸部中住宅 吹田市岸部中1丁目10番、12番及び26番並びに2丁目8番 3 (住宅の明渡請求等) 第22条 市長は、法第32条第1項各号に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入居者に対してその市営住宅の明渡しを請求することができる。 (1) } (2) } 2 (賠償) 第27条 入居者は、入居者又は同居者が市営住宅又は共同施設を故意に毀損又は滅失	(設置等) 第1条 2 市営住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。ただし、借上型住宅の名称及び位置は、市長が定める。 (1) } { (7) (8) 吹田市営岸部北住宅 吹田市岸部北1丁目17番 (9) 吹田市営岸部中住宅 吹田市岸部中1丁目10番、12番及び26番並びに2丁目8番 3 (住宅の明渡請求等) 第22条 市長は、法第32条第1項各号に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入居者に対してその市営住宅の明渡しを請求することができる。 (1) } (2) } 2 (賠償) 第27条 入居者は、入居者又は同居者が市営住宅又は共同施設を故意に毀損又は滅失	(設置等) 第1条 2 市営住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。ただし、借上型住宅の名称及び位置は、市長が定める。 (1) } { (7) (8) 吹田市営岸部中南住宅 吹田市岸部中1丁目8番 (9) 吹田市営岸部中西住宅 吹田市岸部中1丁目12番 (10) 吹田市営岸部中東住宅 吹田市岸部中1丁目26番 3 (住宅の明渡請求等) 第22条 市長は、法第32条第1項各号に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入居者に対してその市営住宅の明渡しを請求することができる。 (1) } (2) } (3) 他の入居者又は周辺の住民に迷惑を及ぼす行為をしたとき。 2 (賠償) 第27条 入居者は、入居者又は同居者が市営住宅又は共同施設を故意に毀損又は滅失	は改正箇所

現 行	改 正 案
失したときは、直ちに原形に復するか、又はこれに要する費用を賠償しなければならぬ。 2 入居者又は同居者が、第22条若しくは法第32条第1項及び第2項（同条第1項第3号を除く。）の規定に該当し、又は第24条の規定に違反して市に損害を与えた場合は、当該入居者は、その損害額を賠償しなければならない。 （社会福祉法人等に対する使用許可の取消し） 第30条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、公営住宅の使用許可を取り消すことができる。 (1) } (2) } -----略----- （社会福祉法人等に対する準用） 第31条 社会福祉法人等による公営住宅の使用に当たっては、第11条、第19条、第22条第1項第2号、第24条第1項第1号及び第27条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「公営住宅」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と読み替えるものとする。 （駐車場の使用許可の取消し） 第35条 市長は、第32条の許可を受けた入居者（以下「使用者」という。）又は同居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。 (1) } (2) } -----略----- (3) 駐車場又はその附帯する施設を故意に毀損したとき。	失したときは、直ちに原形に復するか、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。 2 入居者又は同居者が、第22条第2項、第24条第1項又は法第32条第2項の規定に違反して市に損害を与えた場合は、当該入居者は、その損害額を賠償しなければならない。 （社会福祉法人等に対する使用許可の取消し） 第30条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、公営住宅の使用許可を取り消すことができる。 (1) } (2) } -----略----- (3) 第22条第1項各号のいずれかに該当したとき。 （社会福祉法人等に対する準用） 第31条 社会福祉法人等による公営住宅の使用に当たっては、第11条、第19条、第24条及び第27条の規定を準用する。 （駐車場の使用許可の取消し） 第35条 市長は、第32条の許可を受けた入居者（以下「使用者」という。）又は同居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。 (1) } (2) } -----略----- (3) 駐車場又はその附帯する施設を故意に毀損したとき。

現	行	改正案
(4) { (6) -----略-----		(4) { (6) -----略-----

吹田市建築基準法施行条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行		改 正 案	
第11条 次の表の中欄に掲げる事務に係る申請をしようとする者は、当該申請1件につき、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければならない。		第11条 次の表の中欄に掲げる事務に係る申請をしようとする者は、当該申請1件につき、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければならない。	
号	事務	事務	金額
(1)	-----略-----	-----略-----	
ゝ			
(25)			
(26)	法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等に係る建築許可	法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等に係る建築許可	120,000円
(26)の2	法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等に係る建築許可	法第85条第7項の規定に基づく仮設興行場等に係る建築許可	160,000円
(27)	-----略-----	-----略-----	
ゝ			
(33)			
(33)の2	法第87条の3第5項の規定に基づく興行場等として使用することの許可	法第87条の3第6項の規定に基づく興行場等として使用することの許可	120,000円
(33)の3	法第87条の3第6項の規定に基づく特別興行場等として使用することの許可	法第87条の3第7項の規定に基づく特別興行場等として使用することの許可	160,000円
(34)	-----略-----	-----略-----	
(35)			
2 } ゝ } 4 }	-----略-----	-----略-----	

吹田市手数料条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行		改 正 案	
別表 1 } { 9		別表 1 } { 9	
10 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係事務手数料		10 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係事務手数料	
号	事務	事務	金額
(1)	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の確認書又は住宅性能評価書により住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨を確認することのできる住宅（以下この表において「長期使用構造等住宅」という。）に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次号に該当するものを除く。）	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の確認書又は住宅性能評価書により住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨を確認することのできる住宅（以下この表において「長期使用構造等住宅」という。）に係る長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査（次号に該当するものを除く。）	申請1件につきアに掲げる額にイ及びウに掲げる額を合算した額 ア 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (7) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第1条各項の長期使用構造等とするための措置に係る基準として国土交通大臣が定める基準（以下この表において「長期使用構造等基準」という。）のうち住宅を新築しようとする場合の基準が適用される住宅（以下この表において「新築基準適用住宅」という。） 一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有するものを含む。以下この表において同

現	行	改 正 案
13,000円、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。）であって認定に係る建築物の部分の床面積の合計が500平方メートル以下のもは21,300円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもは35,300円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもは55,200円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもは97,500円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもは163,400円、10,000平方メートルを超えるものは279,700円 (イ) 長期使用構造等基準のうち住宅を増築し、又は改築しようとする場合の基準が適用される住宅（以下この表において「増改築基準適用住宅」という。）一戸建ての住宅は17,400円、共同住宅等であって認定に係る建築物の部分の床面積の合計が500平方メートル以下のもは29,600円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもは	じ。）は13,000円、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。）であって認定に係る建築物の部分の床面積の合計が500平方メートル以下のもは21,300円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもは35,300円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもは55,200円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもは97,500円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもは163,400円、10,000平方メートルを超えるものは279,700円 (イ) 長期使用構造等基準のうち住宅を増築し、若しくは改築しようとする場合の基準が適用される住宅（以下この表において「増改築基準適用住宅」という。）又は長期使用構造等基準のうち住宅を新築しようとする場合の基準が適用される既存の住宅（以下この表において「新築基準適用既存住宅」という。）一戸建ての住宅は17,400円、共同住宅等であ	

現 行		改 正 案	
	49,900円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のものは77,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のものは136,400円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のものは228,000円、10,000平方メートルを超えるものは387,200円 イ} -----略-----ウ}		って認定に係る建築物の部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものは29,600円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のものは49,900円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のものは77,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のものは136,400円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のものは228,000円、10,000平方メートルを超えるものは387,200円 イ} -----略-----ウ}
(2)	-----略-----	(2)	-----略-----
(3)	長期使用構造等住宅以外の住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査 申請 1 件につきアに掲げる額にイからエまでに掲げる額を合算した額 ア 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (7) 新築基準適用住宅 一戸建ての住宅は73,600円、共同住宅等であって認定に係る建築物の部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものは130,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のものは207,000円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のものは408,100円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のものは730,000円、5,000平方メートルを超	長期使用構造等住宅以外の住宅に係る長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査 申請 1 件につきアに掲げる額にイからエまでに掲げる額を合算した額 ア 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (7) 新築基準適用新築住宅 一戸建ての住宅は73,600円、共同住宅等であって認定に係る建築物の部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものは130,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のものは207,000円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のものは408,100円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のものは730,000円、5,000平方メートルを超	長期使用構造等住宅以外の住宅に係る長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査 申請 1 件につきアに掲げる額にイからエまでに掲げる額を合算した額 ア 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (7) 新築基準適用新築住宅 一戸建ての住宅は73,600円、共同住宅等であって認定に係る建築物の部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものは130,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のものは207,000円、1,000平方メートルを超

現 行		改 正 案	
	え10,000平方メートル以下のもは 1,255,000円、10,000平方メートル を超えるものは2,323,700円 (イ) 増改築基準適用住宅 一戸建ての 住宅は108,700円、共同住宅等であ って認定に係る建築物の部分の床面 積の合計が500平方メートル以下の ものは192,700円、500平方メートル を超え1,000平方メートル以下のも のは307,300円、1,000平方メートル を超え3,000平方メートル以下のも のは606,300円、3,000平方メートル を超え5,000平方メートル以下のも のは1,085,000円、5,000平方メー トルを超え10,000平方メートル以下 のものは1,865,500円、10,000平方メ ートルを超えるものは3,453,000円 イ } 　 } エ } -----略-----		を超え3,000平方メートル以下のも のは408,100円、3,000平方メー トルを超え5,000平方メートル以下 のものは730,000円、5,000平方メ ートルを超え10,000平方メートル 以下のものは1,255,000円、10,000平方メ ートルを超えるものは2,323,700円 (イ) 増改築基準適用住宅又は新築基準 適用既存住宅 一戸建ての住宅は 108,700円、共同住宅等であって認 定に係る建築物の部分の床面積の合 計が500平方メートル以下のものは 192,700円、500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下のものは 307,300円、1,000平方メートルを超 え3,000平方メートル以下のものは 606,300円、3,000平方メートルを超 え5,000平方メートル以下のものは 1,085,000円、5,000平方メートルを 超え10,000平方メートル以下のもの は1,865,500円、10,000平方メー トルを超えるものは3,453,000円 イ } 　 } エ } -----略-----
(4)	長期使用構造等住宅に係る認 定を受けた長期優良住宅建築 等計画の変更認定の申請に対 する審査（第6号に該当する ものを除く。）	長期使用構造等住宅に係る認	申請1件につき、アに掲げる額にイから エまでに掲げる額を合算した額 ア 次に掲げる住宅の区分に応じ、それ ぞれ次に定める額（共同住宅等に係る 申請であって、変更の内容が全体に及 ばないものにあつては、その額を変更

現	行	改	正 案
	前の認定に係る全ての住宅の戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り上げた額）に変更認定に係る住宅の戸数を乗じて得た額（その額が(ア)又は(イ)に定める額を超えるときは、(ア)又は(イ)に定める額） (ア) <u>新築基準適用住宅</u> 一戸建ての住宅は1,900円、共同住宅等であって変更前の認定に係る建築物の部分の床面積の合計が500平方メートル以下のもものは3,700円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもものは6,500円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもものは9,500円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもものは17,500円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもものは29,800円、10,000平方メートルを超え49,300円 (イ) <u>増改築基準適用住宅</u> 一戸建ての住宅は2,700円、共同住宅等であって変更前の認定に係る建築物の部分の床面積の合計が500平方メートル以下のもものは5,600円、500平方メートルを超え	定を受けた長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更認定の申請に對する審査（第6号に該当するものを除く。）	エまでに掲げる額を合算した額 ア 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額（共同住宅等に係る申請であって、変更の内容が全体に及ばないものにあつては、その額を変更前の認定に係る全ての住宅の戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り上げた額）に変更認定に係る住宅の戸数を乗じて得た額（その額が(ア)又は(イ)に定める額を超えるときは、(ア)又は(イ)に定める額） (ア) <u>新築基準適用新築住宅</u> 一戸建ての住宅は1,900円、共同住宅等であつて変更前の認定に係る建築物の部分の床面積の合計が500平方メートル以下のもものは3,700円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもものは6,500円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもものは9,500円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもものは17,500円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもものは29,800円、10,000平方メートルを超えるものは49,300円

現	行	改	正 案
	る額) に変更認定に係る住宅の戸数を乗じて得た額 (その額が(7)又は(4)に定める額を超えるときは、(7)又は(4)に定める額)) (7) <u>新築基準適用住宅</u> 一戸建ての住宅は12,700円、共同住宅等であって変更前の認定に係る建築物の部分の床面積の合計が500平方メートル以下のもものは23,300円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもものは37,700円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもものは73,800円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもものは134,500円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもものは233,800円、10,000平方メートルを超えるものは431,600円 (4) <u>増改築基準適用住宅</u> 一戸建ての住宅は18,900円、共同住宅等であって変更前の認定に係る建築物の部分の床面積の合計が500平方メートル以下のもものは35,100円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもものは56,600円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下		ばないものにあつては、その額を変更前の認定に係る全ての住宅の戸数で除して得た額 (その額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り上げた額) に変更認定に係る住宅の戸数を乗じて得た額 (その額が(7)又は(4)に定める額を超えるときは、(7)又は(4)に定める額)) (7) <u>新築基準適用新築住宅</u> 一戸建ての住宅は12,700円、共同住宅等であつて変更前の認定に係る建築物の部分の床面積の合計が500平方メートル以下のもものは23,300円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもものは37,700円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもものは73,800円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもものは134,500円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもものは233,800円、10,000平方メートルを超えるものは431,600円 (4) <u>増改築基準適用住宅又は新築基準適用既存住宅</u> 一戸建ての住宅は18,900円、共同住宅等であつて変更

現 行		改 正 案	
	下のものは110, 900円、3, 000平方メートルを超え5, 000平方メートル以下のものは201, 800円、5, 000平方メートルを超え10, 000平方メートル以下のものは350, 800円、10, 000平方メートルを超えるものは647, 500円 イ } { エ		前の認定に係る建築物の部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものは35, 100円、500平方メートルを超え1, 000平方メートル以下のものは56, 600円、1, 000平方メートルを超え3, 000平方メートル以下のものは110, 900円、3, 000平方メートルを超え5, 000平方メートル以下のものは201, 800円、5, 000平方メートルを超え10, 000平方メートル以下のものは350, 800円、10, 000平方メートルを超えるものは647, 500円 イ } { エ
(6)	-----略-----	(6)	-----略-----
イ			
(9)			
備考 } 11		備考 } 11	
12 都市の低炭素化の促進に関する法律関係事務手数料		12 都市の低炭素化の促進に関する法律関係事務手数料	
	-----略-----		-----略-----
備考 1		備考 1	
2 この表の床面積の合計は、認定等に係る建築物の部分の床面積（共同住宅		2 この表の床面積の合計は、認定等に係る建築物の部分の床面積の合計をい	

現	行	改	正	案
又は複合建築物（共同住宅部分とみなす部分を有するものに限る。）であつて、当該建築物の全てが認定等の申請に係る部分であり、法第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に基づく住宅部分の設計1次エネルギー消費量に当該住宅部分の共用部分に係る設計1次エネルギー消費量を含まないもの（以下この表において「共用部分を評価しない共同住宅等」という。）については、当該認定等の申請に係る部分の床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積）の合計をいう。 3 第1号の床面積の合計は、変更認定の申請（認定等に係る建築物の部分が追加される場合に限る。）にあつては、当該追加に係る部分の床面積（共用部分を評価しない共同住宅等については、当該増加に係る部分の床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積。以下この項において同じ。）の合計に、当該追加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。 4 13 5 16 -----略-----		う。 3 第1号の床面積の合計は、変更認定の申請（認定等に係る建築物の部分が追加される場合に限る。）にあつては、当該追加に係る部分の床面積の合計に、当該追加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。 4 13 5 16 -----略-----		

千里ニュータウン地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例現行・改正案対照表

現 行		改 正 案	は改正箇所
(適用区域) 第3条 この条例は、千里ニュータウン地区計画の区域のうち、次に掲げる地区整備計画の区域内に適用する。 (1) } { (8) } (9) 高野台1丁目に係る次に掲げる地区整備計画 ア } イ } (10) 高野台4丁目に係る次に掲げる地区整備計画 ア } イ } (11) 青山台1丁目に係る地区整備計画（以下「青山台1丁目地区整備計画」という。） (12) 青山台2丁目に係る次に掲げる地区整備計画 ア } イ } (13) 青山台3丁目に係る地区整備計画（以下「青山台3丁目地区整備計画」という。） (14) 青山台4丁目に係る次に掲げる地区整備計画 ア } { ウ }	(適用区域) 第3条 この条例は、千里ニュータウン地区計画の区域のうち、次に掲げる地区整備計画の区域内に適用する。 (1) } { (8) } (9) 高野台1丁目に係る次に掲げる地区整備計画 ア } イ } (10) 高野台4丁目に係る次に掲げる地区整備計画 ア } イ } (11) 青山台1丁目に係る地区整備計画（以下「青山台1丁目地区整備計画」という。） (12) 青山台2丁目に係る次に掲げる地区整備計画 ア } イ } (13) 青山台3丁目に係る地区整備計画（以下「青山台3丁目地区整備計画」という。） (14) 青山台4丁目に係る次に掲げる地区整備計画 ア } { ウ }	(適用区域) 第3条 この条例は、千里ニュータウン地区計画の区域のうち、次に掲げる地区整備計画の区域内に適用する。 (1) } { (8) } (9) 藤白台5丁目に係る地区整備計画（以下「藤白台5丁目地区整備計画」という。） (10) 高野台1丁目に係る次に掲げる地区整備計画 ア } イ } (11) 高野台4丁目に係る次に掲げる地区整備計画 ア } イ } (12) 青山台1丁目に係る地区整備計画（以下「青山台1丁目地区整備計画」という。） (13) 青山台2丁目に係る次に掲げる地区整備計画 ア } イ } (14) 青山台3丁目に係る地区整備計画（以下「青山台3丁目地区整備計画」という。） (15) 青山台4丁目に係る次に掲げる地区整備計画 ア } { ウ }	は改正箇所

現 行	改 正 案
(15) 佐竹台 1 丁目に係る次に掲げる地区整備計画 ア } イ } エ } 略 (16) 佐竹台 2 丁目に係る次に掲げる地区整備計画 ア } イ } エ } 略 (17) 佐竹台 5 丁目に係る次に掲げる地区整備計画 ア } イ } エ } 略 (18) 佐竹台 5 丁目及び 6 丁目に係る地区整備計画（以下「佐竹台 5 丁目及び 6 丁目地区整備計画」という。） (19) 竹見台 4 丁目に係る次に掲げる地区整備計画 ア } イ } 略 (20) 桃山台 2 丁目に係る地区整備計画（以下「桃山台 2 丁目地区整備計画」という。） (21) 桃山台 5 丁目に係る地区整備計画（以下「桃山台 5 丁目地区整備計画」という。） (22) 古江台 1 丁目に係る地区整備計画（以下「古江台 1 丁目地区整備計画」という。） (23) 古江台 2 丁目に係る地区整備計画（以下「古江台 2 丁目地区整備計画」という。） (24) 古江台 3 丁目に係る地区整備計画（以下「古江台 3 丁目地区整備計画」という。） (25) 古江台 6 丁目に係る地区整備計画（以下「古江台 6 丁目地区整備計画」という。）	イ } ウ } 略 (16) 佐竹台 1 丁目に係る次に掲げる地区整備計画 ア } イ } エ } 略 (17) 佐竹台 2 丁目に係る次に掲げる地区整備計画 ア } イ } エ } 略 (18) 佐竹台 5 丁目に係る次に掲げる地区整備計画 ア } イ } 略 (19) 佐竹台 5 丁目及び 6 丁目に係る地区整備計画（以下「佐竹台 5 丁目及び 6 丁目地区整備計画」という。） (20) 竹見台 4 丁目に係る次に掲げる地区整備計画 ア } イ } 略 (21) 桃山台 2 丁目に係る地区整備計画（以下「桃山台 2 丁目地区整備計画」という。） (22) 桃山台 5 丁目に係る地区整備計画（以下「桃山台 5 丁目地区整備計画」という。） (23) 古江台 1 丁目に係る地区整備計画（以下「古江台 1 丁目地区整備計画」という。） (24) 古江台 2 丁目に係る地区整備計画（以下「古江台 2 丁目地区整備計画」という。） (25) 古江台 3 丁目に係る地区整備計画（以下「古江台 3 丁目地区整備計画」という。）

現 行	改 正 案
う。) (容積率の制限) 第5条 次の各号に掲げる地区整備計画の区域内においては、容積率は、当該各号に定めるところによらなければならない。 (1) 津雲台3丁目第1地区整備計画、津雲台5丁目第2地区整備計画、津雲台6丁目地区整備計画、藤白白1丁目第1地区整備計画、藤白白3丁目第1地区整備計画、藤白白3丁目第3地区整備計画、高野台1丁目第1地区整備計画、高野台1丁目第2地区整備計画、青山台1丁目第1地区整備計画、青山台2丁目第2地区整備計画、佐竹台1丁目第3地区整備計画、佐竹台1丁目第4地区整備計画、佐竹台2丁目第1地区整備計画、佐竹台2丁目第2地区整備計画、佐竹台5丁目第1地区整備計画、竹見台4丁目第2地区整備計画、桃山台5丁目第2地区整備計画、及び古江台3丁目第1地区整備計画 住宅の用途に供する部分の容積率は、10分の15を超えてはならないこと。ただし、この限りでない。 (2) } { (4) } -----略----- (建蔽率の最高限度) 第6条 次の各号に掲げる地区整備計画の区域内においては、建蔽率は、当該各号に定めるところによらなければならない。 (1) 津雲台3丁目第1地区整備計画、津雲台5丁目第2地区整備計画、藤白白1丁	う。) (26) 古江台6丁目に係る地区整備計画（以下「古江台6丁目地区整備計画」という。） (容積率の制限) 第5条 次の各号に掲げる地区整備計画の区域内においては、容積率は、当該各号に定めるところによらなければならない。 (1) 津雲台3丁目第1地区整備計画、津雲台5丁目第2地区整備計画、津雲台6丁目地区整備計画、藤白白1丁目第1地区整備計画、藤白白3丁目第1地区整備計画、藤白白3丁目第3地区整備計画、藤白白5丁目地区整備計画、高野台1丁目第1地区整備計画、高野台1丁目第2地区整備計画、高野台4丁目第2地区整備計画、青山台1丁目第1地区整備計画、青山台2丁目第1地区整備計画、青山台2丁目第2地区整備計画、佐竹台1丁目第1地区整備計画、佐竹台1丁目第2地区整備計画、佐竹台1丁目第3地区整備計画、佐竹台1丁目第4地区整備計画、佐竹台2丁目第1地区整備計画、佐竹台2丁目第2地区整備計画、佐竹台5丁目第1地区整備計画、竹見台4丁目第1地区整備計画、竹見台4丁目第2地区整備計画、竹見台5丁目第1地区整備計画、桃山台5丁目第2地区整備計画、及び古江台3丁目第1地区整備計画 住宅の用途に供する部分の容積率は、10分の15を超えてはならないこと。ただし、地区整備計画に定める場合によっては、この限りでない。 (2) } { (4) } -----略----- (建蔽率の最高限度) 第6条 次の各号に掲げる地区整備計画の区域内においては、建蔽率は、当該各号に定めるところによらなければならない。 (1) 津雲台3丁目第1地区整備計画、津雲台5丁目第2地区整備計画、藤白白1丁

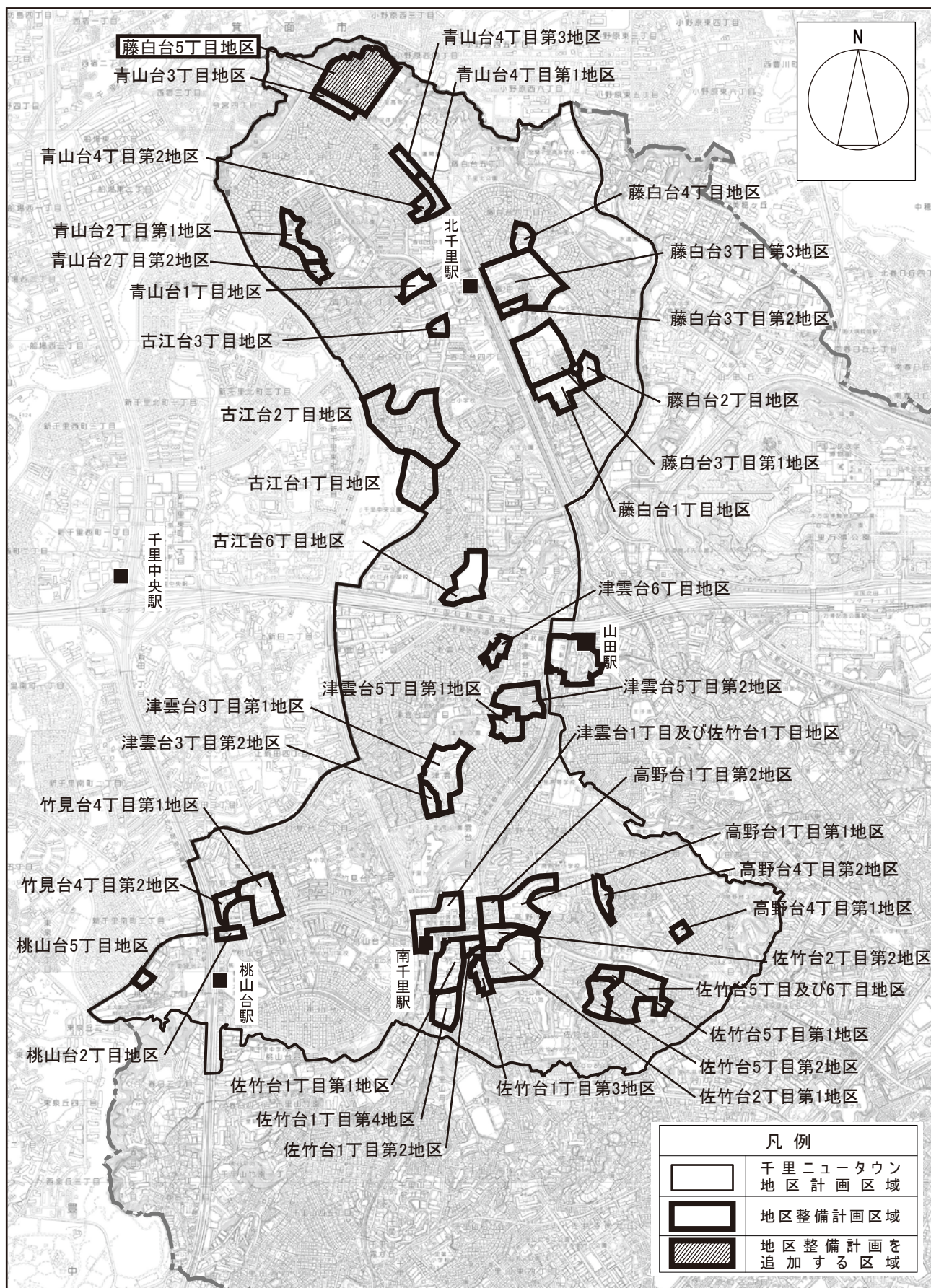
現	行	改	正	案
目地区整備計画、藤白台3丁目第2地区整備計画、藤白台3丁目第3地区整備計画、高野台1丁目第1地区整備計画、佐竹台1丁目第1地区整備計画、佐竹台1丁目第3地区整備計画、佐竹台2丁目第1地区整備計画及び佐竹台2丁目第2地区整備計画敷地面積が10,000平方メートルを超えないこと。 (2) } (3) } 2 (建築物の敷地面積の最低限度) 第7条 } 2 3 藤白台5丁目地区整備計画の区域内においては、住宅の用途に供する建築物の敷地面積は、150平方メートル以上でなければならない。 (壁面の位置の制限) 第8条 2 次の各号に掲げる地区整備計画の区域内においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、当該各号に定めるところによらなければならない。 (1) } (2) (3) 津雲台5丁目第2地区整備計画 次に掲げる場合、それぞれ次に定める距離以上であること。 ア } イ } (4)	目地区整備計画、藤白台3丁目第2地区整備計画、藤白台3丁目第3地区整備計画、高野台1丁目第1地区整備計画、佐竹台1丁目第1地区整備計画、佐竹台1丁目第3地区整備計画、佐竹台2丁目第1地区整備計画及び佐竹台2丁目第2地区整備計画敷地面積が10,000平方メートルを超えないこと。 (2) } (3) } 2 (建築物の敷地面積の最低限度) 第7条 } 2 (壁面の位置の制限) 第8条 2 次の各号に掲げる地区整備計画の区域内においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、当該各号に定めるところによらなければならない。 (1) } (2) (3) 津雲台5丁目第2地区整備計画 次に掲げる場合は、それぞれ次に定める距離以上であること。 ア } イ } (4)	目地区整備計画、藤白台3丁目第2地区整備計画、藤白台3丁目第3地区整備計画、藤白台5丁目地区整備計画、高野台1丁目第1地区整備計画、佐竹台1丁目第1地区整備計画、佐竹台1丁目第2地区整備計画、佐竹台1丁目第3地区整備計画、佐竹台1丁目第4地区整備計画、佐竹台2丁目第1地区整備計画、佐竹台2丁目第1地区整備計画及び佐竹台2丁目第2地区整備計画敷地面積が10,000平方メートルを超えないときは、10分の5を超えないこと。 (2) } (3) } 2 (建築物の敷地面積の最低限度) 第7条 } 2 3 藤白台5丁目地区整備計画の区域内においては、住宅の用途に供する建築物の敷地面積は、150平方メートル以上でなければならない。 (壁面の位置の制限) 第8条 2 次の各号に掲げる地区整備計画の区域内においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、当該各号に定めるところによらなければならない。 (1) } (2) (3) 津雲台5丁目第2地区整備計画及び藤白台5丁目地区整備計画 次に掲げる場合は、それぞれ次に定める距離以上であること。 ア } イ } (4)	目地区整備計画、藤白台3丁目第2地区整備計画、藤白台3丁目第3地区整備計画、藤白台5丁目地区整備計画、高野台1丁目第1地区整備計画、佐竹台1丁目第1地区整備計画、佐竹台1丁目第2地区整備計画、佐竹台1丁目第3地区整備計画、佐竹台1丁目第4地区整備計画、佐竹台2丁目第1地区整備計画、佐竹台2丁目第1地区整備計画及び佐竹台2丁目第2地区整備計画敷地面積が10,000平方メートルを超えないときは、10分の5を超えないこと。 (2) } (3) } 2 (建築物の敷地面積の最低限度) 第7条 } 2 3 藤白台5丁目地区整備計画の区域内においては、住宅の用途に供する建築物の敷地面積は、150平方メートル以上でなければならない。 (壁面の位置の制限) 第8条 2 次の各号に掲げる地区整備計画の区域内においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、当該各号に定めるところによらなければならない。 (1) } (2) (3) 津雲台5丁目第2地区整備計画及び藤白台5丁目地区整備計画 次に掲げる場合は、それぞれ次に定める距離以上であること。 ア } イ } (4)	目地区整備計画、藤白台3丁目第2地区整備計画、藤白台3丁目第3地区整備計画、藤白台5丁目地区整備計画、高野台1丁目第1地区整備計画、佐竹台1丁目第1地区整備計画、佐竹台1丁目第2地区整備計画、佐竹台1丁目第3地区整備計画、佐竹台1丁目第4地区整備計画、佐竹台2丁目第1地区整備計画、佐竹台2丁目第1地区整備計画及び佐竹台2丁目第2地区整備計画敷地面積が10,000平方メートルを超えないときは、10分の5を超えないこと。 (2) } (3) } 2 (建築物の敷地面積の最低限度) 第7条 } 2 3 藤白台5丁目地区整備計画の区域内においては、住宅の用途に供する建築物の敷地面積は、150平方メートル以上でなければならない。 (壁面の位置の制限) 第8条 2 次の各号に掲げる地区整備計画の区域内においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、当該各号に定めるところによらなければならない。 (1) } (2) (3) 津雲台5丁目第2地区整備計画及び藤白台5丁目地区整備計画 次に掲げる場合は、それぞれ次に定める距離以上であること。 ア } イ } (4)

現	行	改	正	案
(5) } (6) } 3 -----略----- (垣又は柵の構造の制限) 第11条 第3条各号（第1号、第2号イ、第3号ア、第20号、第22号及び第23号を除く。）に掲げる地区整備計画の区域内においては、道路に面する垣又は柵で建築物に附属するものは、ネットフェンス、鉄柵等の視界を遮らないもの又は生け垣でなければならぬ。ただし、佐竹台1丁目第4地区整備計画の区域内の住戸又は住室の専用品に設置するもの及び青山台4丁目第2地区整備計画の区域内における高さ60センチメートル以下の部分については、この限りでない。 (公益上必要な建築物等の特例) 第13条 市長が、公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可したもの又は次の各号に掲げる地区整備計画の区域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて許可した建築物については、当該各号に掲げる規定の全部又は一部は、適用しない。 (1) } { (6) (7) 藤白台2丁目地区整備計画 第4条、第5条、第6条第1項、第7条、第8条第1項、第9条、第10条及び第11条本文の規定 (8) -----略----- (9) 藤白台4丁目地区整備計画及び青山台4丁目第1地区整備計画 第4条、第7条、第9条及び第11条本文の規定 (10) 高野台1丁目第2地区整備計画及び青山台1丁目地区整備計画 第4条、第5	(5) } (6) } 3 -----略----- (垣又は柵の構造の制限) 第11条 第3条各号（第1号、第2号イ、第3号ア、第20号、第22号及び第23号を除く。）に掲げる地区整備計画の区域内においては、道路に面する垣又は柵で建築物に附属するものは、ネットフェンス、鉄柵等の視界を遮らないもの又は生け垣でなければならぬ。ただし、佐竹台1丁目第4地区整備計画の区域内の住戸又は住室の専用品に設置するもの及び青山台4丁目第2地区整備計画の区域内における高さ60センチメートル以下の部分については、この限りでない。 (公益上必要な建築物等の特例) 第13条 市長が、公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可したもの又は次の各号に掲げる地区整備計画の区域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて許可した建築物については、当該各号に掲げる規定の全部又は一部は、適用しない。 (1) } { (6) (7) 藤白台2丁目地区整備計画 第4条、第5条、第6条第1項、第7条、第8条第1項、第9条、第10条及び第11条本文の規定 (8) -----略----- (9) 藤白台4丁目地区整備計画及び青山台4丁目第1地区整備計画 第4条、第7条、第9条及び第11条本文の規定 (10) 高野台1丁目第2地区整備計画及び青山台1丁目地区整備計画 第4条、第5	(5) } (6) } 3 -----略----- (垣又は柵の構造の制限) 第11条 第3条各号（第1号、第2号イ、第3号ア、第21号、第23号及び第24号を除く。）に掲げる地区整備計画の区域内においては、道路に面する垣又は柵で建築物に附属するものは、ネットフェンス、鉄柵等の視界を遮らないもの又は生け垣でなければならぬ。ただし、佐竹台1丁目第4地区整備計画の区域内の住戸又は住室の専用品に設置するもの及び青山台4丁目第2地区整備計画の区域内における高さ60センチメートル以下の部分については、この限りでない。 (公益上必要な建築物等の特例) 第13条 市長が、公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可したもの又は次の各号に掲げる地区整備計画の区域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて許可した建築物については、当該各号に掲げる規定の全部又は一部は、適用しない。 (1) } { (6) (7) 藤白台2丁目地区整備計画 第4条、第5条、第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第9条、第10条及び第11条本文の規定 (8) -----略----- (9) 藤白台4丁目地区整備計画及び青山台4丁目第1地区整備計画 第4条、第7条第1項、第9条及び第11条本文の規定 (10) 藤白台5丁目地区整備計画 第5条、第6条第1項、第7条第3項、第8条第5		

現	行	改	正	案
条、第8条第2項及び第11条本文の規定 (11) 高野台4丁目第1地区整備計画 第4条、第6条、第8条第1項、第9条及び第11条本文の規定 (12) 高野台4丁目第2地区整備計画、佐竹台1丁目第1地区整備計画、佐竹台1丁目第2地区整備計画、佐竹台1丁目第3地区整備計画及び佐竹台2丁目第1地区整備計画 第4条、第5条、第6条第1項、第8条第2項、第9条及び第11条本文の規定 (13) 青山台2丁目第1地区整備計画 第4条、第5条、第8条第1項及び第2項並びに第11条本文の規定 (14) 佐竹台1丁目第4地区整備計画 第4条、第5条、第6条第1項、第8条第2項及び第11条本文の規定 (15) 佐竹台5丁目第1地区整備計画 第4条、第5条、第6条第1項、第7条、第8条第1項及び第2項、第9条並びに第11条本文の規定 (16) 佐竹台5丁目第2地区整備計画 第4条、第5条、第6条第1項、第8条第1項、第9条及び第11条本文の規定 (17) 竹見台4丁目第1地区整備計画 第4条、第5条、第6条第1項、第8条第1項、第9条及び第11条本文の規定 (18) 古江台3丁目地区整備計画 第4条、第5条、第9条及び第11条本文の規定 2 藤白台2丁目地区整備計画の区域内においては、市長が、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、第5条から第7条まで、第8条第1項、第9条から第11条までの規定の全部又は一部は、適用しない。	条、第8条第2項及び第11条本文の規定 (11) 高野台4丁目第1地区整備計画 第4条、第6条、第8条第1項、第9条及び第11条本文の規定 (12) 高野台4丁目第2地区整備計画、佐竹台1丁目第1地区整備計画、佐竹台1丁目第2地区整備計画、佐竹台1丁目第3地区整備計画及び佐竹台2丁目第1地区整備計画 第4条、第5条、第6条第1項、第8条第2項、第9条及び第11条本文の規定 (13) 青山台2丁目第1地区整備計画 第4条、第5条、第8条第1項及び第2項並びに第11条本文の規定 (14) 佐竹台1丁目第4地区整備計画 第4条、第5条、第6条第1項、第8条第2項及び第11条本文の規定 (15) 佐竹台5丁目第1地区整備計画 第4条、第5条、第8条第1項及び第2項、第9条並びに第11条本文の規定 (16) 佐竹台5丁目第2地区整備計画 第4条、第5条、第6条第1項、第7条、第8条第1項及び第2項、第9条並びに第11条本文の規定 (17) 竹見台4丁目第1地区整備計画 第4条、第5条、第6条第1項、第8条第1項、第9条及び第11条本文の規定 (18) 古江台3丁目地区整備計画 第4条、第5条、第9条及び第11条本文の規定 2 藤白台2丁目地区整備計画の区域内においては、市長が、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、第5条から第7条まで、第8条第1項、第9条から第11条までの規定の全部又は一部は、適用しない。	2項及び第11条本文の規定 (11) 高野台1丁目第2地区整備計画及び青山台1丁目地区整備計画 第4条、第5条、第8条第2項及び第11条本文の規定 (12) 高野台4丁目第1地区整備計画 第4条、第6条、第8条第1項、第9条及び第11条本文の規定 (13) 高野台4丁目第2地区整備計画、佐竹台1丁目第1地区整備計画、佐竹台1丁目第2地区整備計画、佐竹台1丁目第3地区整備計画及び佐竹台2丁目第1地区整備計画 第4条、第5条、第6条第1項、第8条第2項、第9条及び第11条本文の規定 (14) 青山台2丁目第1地区整備計画 第4条、第5条、第8条第1項及び第2項並びに第11条本文の規定 (15) 佐竹台1丁目第4地区整備計画 第4条、第5条、第6条第1項、第8条第2項及び第11条本文の規定 (16) 佐竹台5丁目第1地区整備計画 第4条、第5条、第8条第1項及び第2項、第9条並びに第11条本文の規定 (17) 佐竹台5丁目第2地区整備計画 第4条、第5条、第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び第2項、第9条並びに第11条本文の規定 (18) 竹見台4丁目第1地区整備計画 第4条、第5条、第6条第1項、第8条第1項、第9条及び第11条本文の規定 (19) 古江台3丁目地区整備計画 第4条、第5条、第9条及び第11条本文の規定 2 藤白台2丁目地区整備計画の区域内においては、市長が、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、第5条、第6条、第7条第1項、第8条第1項及び第9条から第11条までの規定の全部又は一部は、適用しない。	-----略----- 3 } 4 }	-----略----- 3 } 4 }

現 行	改 正 案
(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和) 第14条 次の各号に掲げる地区整備計画の区域において、法第86条第1項若しくは第2項又は第86条の2第1項の規定により市長がその1又は2以上の構えを成す建築物（以下この条において「1又は2以上の建築物」という。）の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められたものに対し、当該各号に掲げる規定を適用する場合には、当該1又は2以上の建築物は、一の敷地内にあるものとみなす。 (1) } (2) } -----略----- (3) 津雲台5丁目第2地区整備計画及び高野台4丁目第2地区整備計画 第5条、第6条第1項及び第8条第2項の規定 (4) } -----略----- (5) 藤白台2丁目地区整備計画 第5条、第6条第1項、第7条及び第10条の規定 (6) } (10) } 2	5 (一の敷地とみなすこと等による制限の緩和) 第14条 次の各号に掲げる地区整備計画の区域において、法第86条第1項若しくは第2項又は第86条の2第1項の規定により市長がその1又は2以上の構えを成す建築物（以下この条において「1又は2以上の建築物」という。）の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められたものに対し、当該各号に掲げる規定を適用する場合には、当該1又は2以上の建築物は、一の敷地内にあるものとみなす。 (1) } (2) } -----略----- (3) 津雲台5丁目第2地区整備計画、藤白台5丁目地区整備計画及び高野台4丁目第2地区整備計画 第5条、第6条第1項及び第8条第2項の規定 (4) } -----略----- (5) 藤白台2丁目地区整備計画 第5条、第6条第1項、第7条第1項及び第10条の規定 (6) } (10) } 2

位置図



(1)

計 画 図



(2)

円山町 1 号橋拡幅改良工事

請負金額 2 5 6， 8 5 0， 0 0 0 円

請負者 吹田市江坂町 3 丁目 3 番 1 号
株式会社紙谷工務店
代表取締役 紙谷 繁夫

営業の沿革

株式会社 紙谷工務店

創 業		昭和33年(1958年) 4月 1日
創業以後の沿革 (1)	大阪府知事登録 ほ 第9528号 登録	昭和33年(1958年)4月19日
	大阪府知事登録 へ 第9528号 更新	昭和35年(1960年)4月19日
	株式会社紙谷工務店に組織変更	昭和37年(1962年)3月10日
	大阪府知事登録 と 第13293号 登録	昭和37年(1962年)5月21日
	大阪府知事登録 ち 第16080号 登録	昭和39年(1964年)7月4日
	大阪府知事登録 り 第16080号 更新	昭和41年(1966年)7月4日
	大阪府知事登録 ぬ 第16080号 更新	昭和43年(1968年)7月4日
	建設大臣登録 カ ― 第3255号 登録	昭和44年(1969年)10月4日
	建設大臣登録 コ ― 第3255号 更新	昭和46年(1971年)10月4日
	建設大臣許可 特 ― 48 第2499号 (土木・建築工事業)	昭和48年(1973年)12月13日
	建設大臣許可 特 ― 50 第2499号 (ほ装工事業)	昭和51年(1976年)3月1日
	建設大臣許可 特 ― 51 第2499号 更新 (土木・建築・ほ装工事業)	昭和51年(1976年)12月13日
	建設大臣許可 特 ― 54 第2499号 更新 (土木・建築・ほ装工事業)	昭和54年(1979年)12月13日
	建設大臣許可 特 ― 57 第2499号 更新 (土木・建築・ほ装工事業)	昭和57年(1982年)12月13日
	建設大臣許可 特 ― 58 第2499号 更新 (土木・建築・とび、土工・ほ装工事業)	昭和59年(1984年)2月20日
	建設大臣許可 特 ― 60 第2499号 更新 (土木・建築・とび、土工・ほ装・水道施設工事業)	昭和60年(1985年)12月13日
	建設大臣許可 特 ― 63 第2499号 更新 (土木・建築・とび、土工・ほ装・水道施設工事業)	昭和63年(1988年)12月13日

(2)

営業の沿革

株式会社 紙谷工務店

創業以後の沿革 (2)	建設大臣許可 特 — 3 第2499号 更新 (土木・建築・とび、土工・ほ装・水道施設工事業)	平成3年(1991年) 12月 13日
	建設大臣許可 特 — 6 第2499号 更新 (土木・建築・とび、土工・ほ装・水道施設工事業)	平成6年(1994年) 12月 13日
	建設大臣許可 特 — 9 第2499号 更新 (土木・建築・とび、土工・ほ装・水道施設工事業)	平成9年(1997年) 12月 13日
	国土交通大臣許可 特 — 14 第2499号 更新 (土木・建築・とび、土工・ほ装・水道施設工事業)	平成14年(2002年) 12月 13日
	国土交通大臣許可 特 — 16 第2499号 登録 (大工・屋根・鋼構造物・鉄筋・防水・内装仕上工事業)	平成16年(2004年) 10月 29日
	株式会社豊富商事に会社分割	平成18年(2006年) 6月 28日
	国土交通大臣許可 特 — 19 第2499号 更新 (土木・建築・大工・とび、土工・屋根・鋼構造物・鉄筋・ほ装・防水・内装仕上・水道施設工事業)	平成19年(2007年) 12月 13日
	国土交通大臣許可 特 — 24 第2499号 更新 (土木・建築・大工・とび、土工・屋根・鋼構造物・鉄筋・ほ装・防水・内装仕上・水道施設工事業)	平成24年(2012年) 12月 13日
	国土交通大臣許可 特 — 26 第2499号 登録 (左官・石・タイル、れんが、ブロック・しゅんせつ・板金・ガラス・塗装・熱絶縁・建具工事業)	平成27年(2015年) 1月 21日
	国土交通大臣許可 特 — 29 第2499号 更新 (土木・建築・大工・左官・とび、土工・石・屋根・タイル、れんが、ブロック・鋼構造物・鉄筋・ほ装・しゅんせつ・板金・ガラス・塗装・防水・内装仕上・熱絶縁・建具・水道施設工事業)	平成29年(2017年) 12月 13日
	国土交通大臣許可 特 — 30 第2499号 登録 (解体工事業)	平成31年(2019年) 3月 14日

(3)

工事経歴書

株式会社 紙谷工務店

注文者	元請又は 下請の別	工事名	工事場所 のある都道 府県名	請負代金の 額 (千円)	着工年月
					完成又は完成予定年月
池田市	元請	井口堂西市場幹線(7-0 ①～⑤)耐震化工事	大阪府	258,844	令和3年(2021年)7月
					令和4年(2022年)3月
吹田市	元請	吹田市公共下水道事業 千里山排水区雨水管路 整備工事第101工区	大阪府	577,481	令和2年(2020年)6月
					令和4年(2022年)6月
中日本高 速道路 (株)	元請	名神高速道路 芹川第1 高架橋他7橋橋梁補修 工事	滋賀県	1,576,431	令和2年(2020年)4月
					令和4年(2022年)4月
近畿地方 整備局	元請	国道171号 北村高架橋 補修工事	兵庫県	203,060	令和2年(2020年)4月
					令和3年(2021年)3月
池田市	元請	学大脇塚幹線貯留管築 造工事	大阪府	1,801,237	令和元年(2019年)8月
					令和4年(2022年)3月
中日本高 速道路 (株)	元請	北陸自動車道 赤川橋 他8橋橋梁補修工事	滋賀県	509,074	令和元年(2019年)8月
					令和3年(2021年)4月
西日本高 速道路 (株)	元請	中国自動車道 福崎高 速道路事務所管内橋梁 補修工事(平成30年度)	兵庫県	1,236,939	平成31年(2019年)4月
					令和4年(2022年)12月
近畿地方 整備局	元請	国道161号 宇佐山トン ネル他補修工事	滋賀県	137,570	平成31年(2019年)3月
					令和2年(2020年)3月
大阪府	元請 (JV)	一級河川寝屋川布施公 園調節池築造工事	大阪府	747,140	平成30年(2018年)3月
					令和3年(2021年)3月
池田市	元請	池田市石橋南公園整備 工事	大阪府	98,280	平成29年(2017年)7月
					令和3年(2021年)3月
三菱化工 機(株)	下請	令和2年度猪名川流域 下水道原田処理場3系 ガスプラント設備更新工 事	大阪府	59,730	令和3年(2021年)10月
					令和4年(2022年)2月
(株)鴻池 組	下請	東播用水二期農業水利 事業中央幹線水路(2号 トンネル他)改修工事	兵庫県	6,160	令和3年(2021年)9月
					令和3年(2021年)11月

(4)

株式会社 紙谷工務店

貸 借 対 照 表

(令和3年8月31日現在)

(単位：円)

[資産の部]		[純資産の部]	
1	流動資産 5,038,097,491	1	資本金 90,000,000
2	固定資産 3,406,983,018	2	資本剰余金 1,160,741,164
3	繰延資産 0	3	利益剰余金 4,289,717,213
資産合計 8,445,080,509		4	自己株式 -17,781,500
[負債の部]		5	評価・換算 差額等合計 0
1	流動負債 2,922,403,632	純資産合計 5,522,676,877	
2	固定負債	負債純資産合計 8,445,080,509	
負債合計 2,922,403,632			

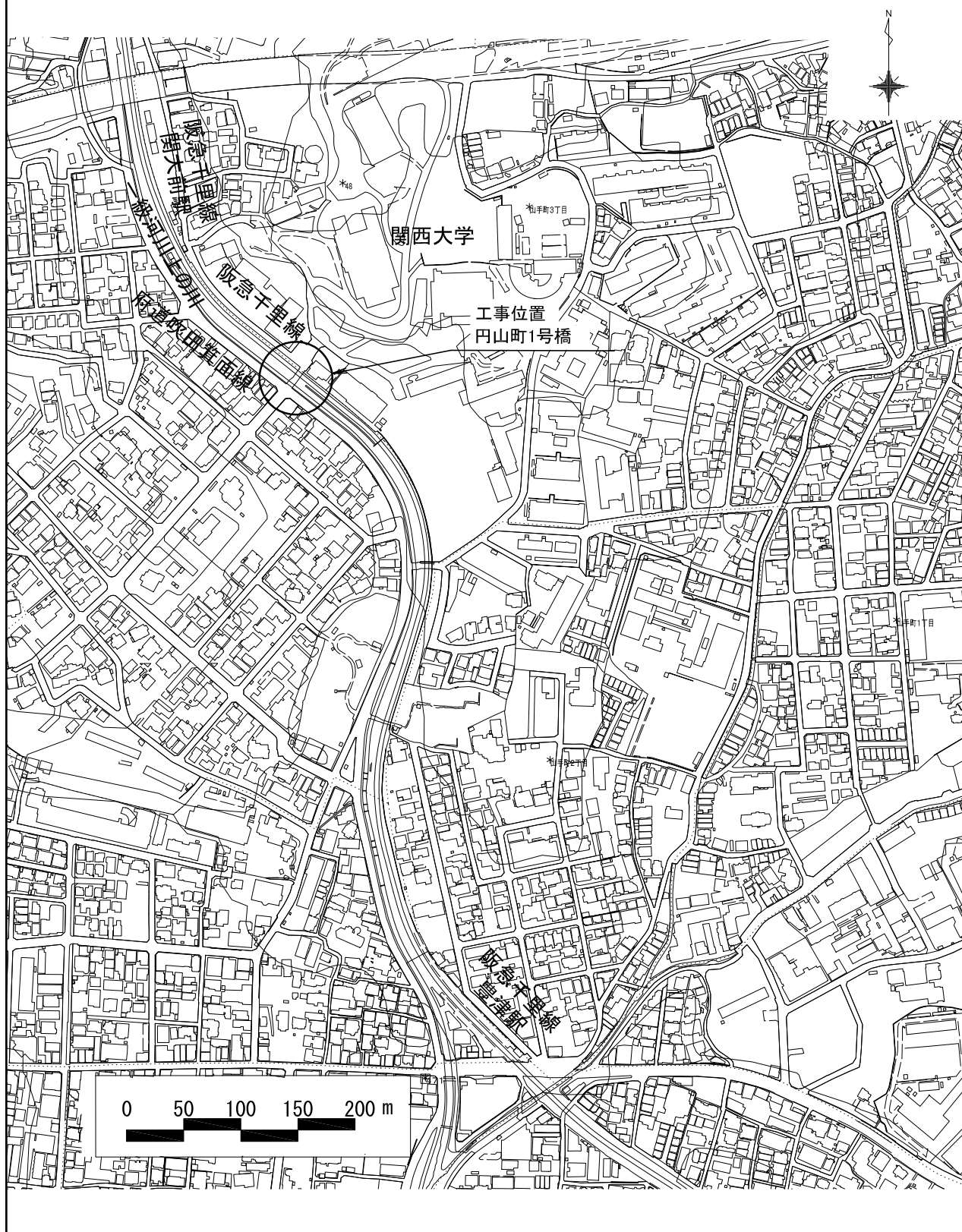
損 益 計 算 書

自 令和2年9月 1日
至 令和3年8月31日
(単位：円)

[経 常 損 益 の 部]	
1	営業損益
(1)	売上高 9,811,592,802
(2)	売上原価 8,295,412,624
	売上総利益 1,516,180,178
(3)	販売費及び一般管理費 745,362,825
	営業利益 770,817,353
2	営業外損益
(1)	営業外収益 148,036,180
(2)	営業外費用 11,612,074
	経常利益 907,241,459
[特 別 損 益 の 部]	
1	特別利益
2	特別損失 2,456,558
	税引前当期純利益 904,784,901
	法人税、住民税及び事業税 355,011,800
	当期純利益 549,773,101

(5)

工事位置図



圖面平面誌



